七条第四項、第十二条第一項及び第二項並びに第十八条第八項の規定を」を加え、同条第二項中「第八条」を「第三条、第八条」に、「及び第十八条」を「並びに第十八条第一項及び第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、前項において準用する第六条第一項の規定による確認の申請について準用する。

第八十九条中「建築工事」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事」に改める。

第九十条に次の一項を加える。

3　第三条第二項及び第三項、第九条並びに第十八条第一項及び第九項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。

第九十一条中「又は建築設備」を「、建築設備又は用途」に、「地区の」を「地区（高度地区を除く。以下本条において同様とする。）の」に改める。

第九十三条第二項中「第四号」の下に「又は第八十七条の二」を加え、同条第三項中「第十八条第二項」の下に「（第八十七条第一項又は第八十七条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項中「し尿浄化そう」を「屎尿浄化槽」に改め、「第六条第一項」の下に「（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」を、「受理し」の下に「、又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け」を、「当該申請」の下に「又は通知」を加える。

第九十四条第三項中「二十日」を「一月」に改める。

「第十一章」を「第七章」に改める。

第九十八条中「第九条第一項」の下に「又は第十項」を加え、「第八十八条において」を「第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項においてこれらの規定を」に改め、「者は、」の下に「六月以下の懲役又は」を加える。

第九十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「第八十七条第一項」の下に「、第八十七条の二第一項」を加え、「（第八十八条第一項」を「（第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項」に改め、同項第三号中「第八十八条」を「第八十八条第一項又は第三項」に改め、同項第四号中「第八十八条第一項」を「第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項」に改め、同項第五号中「第二十一条」の下に「、第二十二条第一項、第二十三条」を、「第三十四条」の下に「（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）」を、「第三十五条」の下に「から第三十五条の三まで」を加え、同項第六号中「第三十六条」の下に「（第八十八条第一項において準用する場合を含む。）」を、「当該建築物」の下に「、工作物」を加え、同項第七号中「第四十九条」を「第四十九条第一項から第四項まで」に、「第五十三条第一項」を「第五十四条」に改め、同項第九号中「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同項第十一号中「第八十七条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「、第四十九条」を「から第三十五条の三まで、第四十九条第一項から第四項まで」に、「第五十三条第一項」を「第五十四条」に改める。

第百条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八十七条第一項」の下に「、第八十七条の二第一項」を加え、同条第二号中「第八十九条」の下に「（第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第十二条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「第八十八条において」を「第八十八条第一項又は第三項においてこれらの規定を」に改め、同条第四号中「第十二条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「第八十八条において」を「第八十八条第一項又

は第三項においてこれらの規定を」に改める。

第百一条中「刑」を「罰金刑」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百二条中「第五十二条第三項」の下に「若しくは第五十三条」を、「において」の下に「これらの規定を」を加える。

別表第三を別表第四とする。

別表第二(い)項第八号中「附属するもの」の下に「（政令で定める畜舎を除く。）」を加え、同表(ろ)項第二号中「下宿」の下に「、ホテル」を加え、同項に次の一号を加え、同表を別表第三とする。

八　病院

別表第一(い)項第三号中「左の」を「次の」に改め、同号中(一)の次に次のように加える。

(一の二)　印刷用インキの製造

別表第一(い)項第三号(二)中「馬力数の合計が〇・二五」を「出力の合計が〇・七五キロワット」に改め、同号中(二)の次に次のように加える。

(二の二)　原動機を使用する魚肉の練製品の製造

別表第一(い)項第三号(三)中「研ま機」を「研磨機」に、「乾燥研ま」を「乾燥研磨」に、「工具研ま」を「工具研磨」に改め、同号(四)中「乾燥研ま」を「乾燥研磨」に改め、同号中(四)の次に次のように加える。

(四の二)　厚さ〇・五ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス若しくは切断（機械のこぎりを使用するものを除く。）

(四の三)　印刷用平版の研磨

(四の四)　糖衣機を使用する菓子の製造

(四の五)　原動機を使用するセメント製品の製造

(四の六)　撚線、金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットをこえる原動機を使用するもの

別表第一(い)項第三号(五)中「ねん糸」を「撚糸」に、「馬力数の合計が一」を「出力の合計が〇・七五キロワット」に改め、同号(六)中「馬力数の合計が二」を「出力の合計が一・五キロワット」に改め、同号中(六)の次に次のように加える。

(七)　出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用する製粉

別表第一(い)項に次の一号を加える。

八　(は)項第一号(一)から(四)まで若しくは(十二)の物品、可燃性ガス又はカーバイド（以下この表において「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

別表第一(ろ)項第三号中「左の」を「次の」に改め、同号(一)中「がん具用普通火工品」を「玩具用煙火」に改め、同号(三)中「又はドライダイイング」を「、ドライダイイング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付（赤外線を用いるものを除く。）」に改め、同号(五)中「印刷用インキ又は」を削り、同号(六)中「馬力数の合計が〇・二五」を「出力の合計が〇・七五キロワット」に改め、同号中(八)の次に次のように加える。

(八の二)　せつけんの製造

(八の三)　魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造

(八の四)　手すき紙の製造

別表第一(ろ)項第三号(九)及び(十)中「洗じよう」を「洗浄」に改め、同号(十二)中「乾燥研ま」を「乾燥研磨」に、「研ま機」を「研磨機」に改め、同号(十三)中「れん瓦、陶じ器」を「れんが、陶磁器」に改め、同号中(十三)の次に次のように加える。

(十三の二)　レデイミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用するもの

別表第一(ろ)項第三号(十四)中「れん炭」を「れん炭」

に改め、同号(十五)中「又は金属工芸品の鋳造」を「若しくは金属工芸品の鋳造又は金属の溶融で容量の合計が五十リットルをこえないるつぼ又はかまを使用するもの」に改め、同号(十六)中「れん瓦」を「れんが」に、「陶じ器、人造と石」を「陶磁器、人造砥石」に、「ほうろう鉄器」を「ほうろう鉄器」に改め、同号中(十七)の次に次のように加える。

(十七の二) 金属の溶射又は砂吹

(十七の三) 鉄板の波付加工

(十七の四) ドラムかんの洗浄又は再生

別表第一(ろ)項第三号(十八)中「動力つち」を「スプリングハンマー」に改め、同号中(十八)の次に次のように加える。

(十九) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの

別表第一(ろ)項に次の一号を加える。

四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

別表第一(は)項第一号中「左の」を「次の」に改め、同号(ニ)中「黄りん、赤りん、硫化りん」を「黄燐、赤燐、硫化燐」に、「さく酸エステル類」を「酢酸エステル類」に改め、同号(ヘ)及び(ト)中「溶剤」を「引火性溶剤」に改め、同号(チ)を次のように改める。

(チ) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）

別表第一(は)項第一号(十三)中「ふつ化水素酸」を「弗化水素酸」に、「りん酸、かせいカリ、かせいソーダ」を「燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ」に、「洗たくソーダ」を「せんたくソーダ」に、「次硝酸そう鉛」を「次硝酸蒼鉛」に、「ひ素化合物」を「砒素化合物」に改め、同号(十四)中「たん白質」を「たんぱく質」に改め、同号(十五)中「加熱加工」の下に「（化粧品の製造を除く。）」を加え、同号(十八)中「製紙」の下に「（手すき紙の製造を除く。）」を加え、同号(二十一)中「石油蒸りゆう産物」を「石油蒸溜産物」に、「残渣」を「残りかす」に改め、同号(二十二)中「石こう」を「石膏」に改め、同号(二十三)中「精れん」を「精練」に、「活字又は」を「容量の合計が五十リットルをこえないるつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは」に改め、同号(二十四)中「製造」の下に「又は黒鉛の粉砕」を加え、同号(二十五)中「びよう打」を「原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びよう打作業」に改め、同号(二十七)中「圧延」の下に「で出力の合計が四キロワットをこえる原動機を使用するもの」を加え、同号中(二十七)の次に次のように加える。

(二十八) 動力つち（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造

(二十九) 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

別表第一(は)項第二号を次のように改める。

二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

別表第一を別表第二とし、同表の前に別表第一として次のように加える。

別表第一　耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物

	(い) 用途	(ろ) (い)欄の用途に供する階	(は) (い)欄の用途に供する部分（(一)項の場合にあつては客席、(五)項の場合にあつては三階以上の部分に限る。）の床面積の合計	(に) (い)欄の用途に供する部分（(一)項及び(四)項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院については患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	三階以上の階	二百平方メートル（屋外観覧席にあつては、千平方メートル）以上	三百平方メートル以上
(二)	病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は養老院	三階以上の階		
(三)	学校又は体育館	三階以上の階		
(四)	百貨店、マーケット、展示場、舞踏場又は遊技場	三階以上の階	三千平方メートル以上	五百平方メートル以上
(五)	倉庫		二百平方メートル以上	千五百平方メートル以上
(六)	自動車車庫	三階以上の階		百五十平方メートル以上

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において各規定につき政令で定める日から施行する。ただし、附則第四項及び第七項の規定は公布の日から、附則第六項中住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二条第五号及び第六号の改正に係る部分は昭和三十五年四月一日から施行する。

（建築物の除却の届出に関する経過措置）

2　この法律の施行の際現に除却の工事中の建築物についての都道府県知事への届出については、この法律による改正後の建築基準法第十五条第一項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（関係法律の一部改正）

4　防火地区内借地権処理法（昭和二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防火地域内借地権処理法

第二条第一項中「市街地建築物法」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）」に、「甲種防火地区内」を「防火地域内」に、「同法第十三条ニ基ク命令」を「同法第六十一条」に、「防火地区内借地委員会」を「防火地域内借地委員会」に、「甲種防火地区外」を「防火地域外」に改める。

第四条中「区裁判所」を「地方裁判所」に改め、「非訟事件手続法」の下に「（明治三十一年法律第十四

燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたもの」を「建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの」に改め、同条第六号中「外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料でふいた建築物若しくは主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つた建築物」を「建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物」に改める。

第七条及び第八条中「防火地区内借地委員会」を「防火地域内借地委員会」に改める。

第九条中「防火地区内借地委員」を「防火地域内借地委員」に、「勅令」を「政令」に改める。

第十二条中「民事訴訟費用法」の下に「(明治二十三年法律第六十四号)」を、「民事訴訟用印紙法」の下に「(明治二十三年法律第六十五号)」を加える。

附則中「勅令」を「政令」に改める。

5　消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第四号」の下に「又は第八十七条の二」を加える。

6　住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定するものをいう。以下同じ。)でふいたもの又は主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたもの」を「建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの」に改め、同条第六号中「外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料でふいた建築物若しくは主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つた建築物」を「建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物」に改める。

第三十九条中「第十八条」の下に「(同法第八十七条の二第一項、第八十八条第二項若しくは第九十条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

7　建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第十二号又は第十三号」を「第十四号又は第十五号」に改める。

8　官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「において」の下に「主要構造部」、「耐火構造」を加え、「建築基準法第二条第九号に規定する耐火建築物」に改め、「建築基準法」の下に「(昭和二十五年法律第二百一号)」を加え、同項を同条第六項とする。

第五条の二第二項中「の主要構造部を耐火構造」を「を耐火建築物」に改める。

第七条第一項中「その主要構造部を耐火構造」を「これを耐火建築物」に改める。

9　耐火建築促進法(昭和二十七年法律第百六十号)の一部を次のように改める。

第三条中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号から第十一号まで」を「第三号から第十号まで」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　耐火建築物

第三条中第五号を削り、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

10　清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第六条第一項」の下に「(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)」を、「申請すべき場合」の下に「又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべき場合」を加える。

11　日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「第十八条」の下に「(同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

(内閣総理・法務・大蔵・厚生・建設大臣署名)

法律第百五十七号(昭三四・四・三〇)

◎入場税法の一部を改正する法律

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「五十円」を「七十円以下」を「七十円以下」に、「五十円をこえ、八十円以下であるとき」を「七十円をこえ、百円以下であるとき」に、「八十円をこえ、百三十円以下であるとき」を「百円をこえるとき」に改め、「入場料金が一人一回について百三十円をこえ、百五十円以下であるときは」を「入場料金が一人一回について百五十円をこえるときは」に改め、「又は同項第二号に規定する税率」を「当該入場者が第二種の場所への入場者である場合には、同項第二号に規定する税率」に、「前条第二項に規定する場合に該当する入場」を「同条第一項に規定する第一種の場所への入場」に改める。

第五条第一項中「第二種の場所」を「第一種の場所及び第二種の場所」に改め、同条第三項中「演劇」の下に、「演芸、音楽又は見せ物」を加え、「八十円」を「百円」に改める。

第六条第一項中「五十円、八十円、百三十円、百五十円」を「七十円、百円」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条第一項又は第二項」に、「前条第二項に規定する場合に該当するときは」を「前条第三項に規定する場合に該当するときは」に改め、「又は同項第二号に規定する税率」を「当該入場者が第二種の場所への入場者である場合には、同項第二号に規定する税率」に、「前条第二項に規定する場合に該当する入場」を「同条第一項に規定する第一種の場所への入場」に改める。

第十九条第一項第六号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号を「すべて」を加える。

第五条第二項中「学校教育法」を「前二項の規定に該当する場合のほか、学校教育法」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第二種の場所への入場者から領収する入場料金が一人一回について二十円以下であるときは、入場税を課さない。

第六条第一項中「五十円、八十円、百三十円、百五十円」を「七十円、百円」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条第一項又は第二項」に、「前条第二項に規定する場合に該当するときは」を「前条第三項に規定する場合に該当するときは」に改め、「又は同項第二号に規定する税率」を「当該入場者が第二種の場所への入場者である場合には、同項第二号に規定する税率」に、「前条第二項に規定する場合に該当する入場」を「同条第一項に規定する第一種の場所への入場」に改める。

第十九条第一項第六号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号を

同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第五条第一項の規定の適用を受ける場合

第十九条第二項中「経営者等」を「使用すべき興行場等を指定して、経営者等」に改め、同条第三項中「その時までに使用していない用紙」を「交付を受けた用紙又は当該用紙をもつて入場券としたものでその時までに使用していないもの」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「譲り渡し、又は」を「同項の規定により指定された興行場等以外の興行場等で使用し、又はこれを譲り渡し、若しくは」に、「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　経営者等は、前項の規定により切り取つた入場券の半片を、その切り取つた日から三月間保存しなければならない。ただし、所轄税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

8　経営者が興行場等の経営を廃止し、又は主催者が当該催物を終えた場合において、第二項の規定によつて交付を受けた用紙又は当該用紙をもつて入場券としたもので使用していないものがあるときは、直ちに、これらを同項の税務署長に返さなければならない。

第二十条第一項中「前条第一項」を「興行場等ごとに、前条第一項」に改め、同条第三項中「及び第七項」を「、第八項及び第九項」に、「特別入場券についての前項の場合」を「特別入場券の用紙」に、「交付」とあるのは「検印」と読み替える」を「同条第三項中「交付」とあるのは「検印」と、「入場券」とあるのは「特別入場券」と、同条第四項中「交付」とあるのは「検印」と、同条第八項中「第二十条第二項」と、「交付」とあるのは「特別入場券」とあるのは「税務署長に返さなければ」とあるのは「税務署長の確認を受けて廃棄しなければ」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、「交付」とあるのは「検印」と、「同項の規定により指定された」とあるのは「その発行に係る同条第一項の」と読み替える」に改め、同条第四項中「、第五項及び第六項」を「及び第五項から第七項まで」に改める。

第二十二条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第五条第一項の規定の適用を受ける場合

第二十六条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「第十九条第九項」を「第十九条第七項」に改め、「違反して」の下に「用紙（特別入場券の用紙を含む。）を使用し、」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第十九条第八項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して用紙若しくは入場券を税務署長に返さず、又は特別入場券の用紙若しくは税務署長の確認を受けないで廃棄した者

第二十七条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十九条第七項の規定に違反して同条第六項の規定により切り取つた入場券（特別入場券を含む。）の半片を保存しなかつた者

附　則

1　この法律は、昭和三十四年八月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお従前の例による。

3　昭和三十四年八月一日以後に入場するために使用されることが明らかな入場券を、政令で定める手続

により所轄税務署長の承認を受けて同日前に前売するときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

4　この法律の施行の日から六月間に限り、第一種の場所の経営者がその場所への入場について定める入場料金（各等級別に定められる一人一回の入場料金をいう。以下同じ。）が、昭和三十四年三月三十一日以前六月間において、通算して最も長い期間定められていた入場料金につき政令で定めるところにより端数計算をした額（以下「基準額」という。）をこえるときは、当該入場につき定められる入場料金について課される入場税の税額の算定については、なお従前の例による。ただし、催物の種類が異なることとなつたことその他これに類する政令で定める事由が生じたため、当該経営者において当該入場について定める入場料金が基準額をこえることにつき所轄税務署長の承認を受けた場合又は改正前の入場税法第六条第一項の規定の適用がある場合において基準額が五十円であるときを除き、基準額が五十円以下、七十円をこえ八十円以下若しくは百円をこえ百三十円以下である場合（改正前の入場税法第四条第二項及び第三項に規定する入場料金は、同日に領収したものとみなす。

5　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる入場税に係ることの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百五十八号（昭三四・四・三〇）

◎社会教育法等の一部を改正する法律

（社会教育法の一部改正）

第一条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の六」に改める。

第五条第四号中「博物館」の下に「、青年の家」を加える。

第九条の二を次のように改める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。但し、町村の教育委員会の事務局には、社会教育主事補を置かないことができる。

第九条の四に次の一号を加える。

四　第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前各号に掲げる者に相当する教養と経験があ

ると都道府県の教育委員会が認定したもの

第九条の五を次のように改める。

（社会教育主事の講習）

第九条の五　社会教育主事の講習は、文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2　受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第二章中第九条の五の次に次の一条を加える。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六　社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部大臣及び都道府県の教育委員会が行う。

第十三条を次のように改める。

（社会教育審議会等への諮問）

第十三条　国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が社会教育審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない。

第十七条に次の一項を加える。

3　市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十一条に次の一項を加える。

3　公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（公民館の基準）

第二十三条の二　文部大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2　文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第二十七条第一項中「その他」を「主事その他」に改め、同条に次の一項を加える。

3　主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条第一項中「その他」を「、主事その他」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（公民館の職員の研修）

第二十八条の二　第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

第二十九条第一項に次のただし書を加える。

但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会を置くことができる。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第三十五条及び第三十六条を次のように改める。

（公民館の補助）

第三十五条　国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条　削除

附則第六項を削る。

（図書館法の一部改正）

第二条　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「並びに第十九条」を削る。

第二十条を次のように改める。

（図書館の補助）

第二十条　国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

（博物館法の一部改正）

第三条　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「並びに第十九条」を削る。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

（博物館の補助）

第二十四条　国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条　削除

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（社会教育主事等の経過規定）

2　この法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

（社会教育法の一部を改正する法律の一部改正）

3　社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

4　前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の社会教育法の一部を改正する法律附則第六項の規定により社会教育主事の職にあつた者は、この法律による改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、社会教育主事となる資格を有するものとする。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第百五十九号（昭三四・五・一）

◎公営住宅法の一部を改正する法律

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十一条の二」に、「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第二条第二号から第四号まで中「賃貸する」を「賃貸するための」に改める。

第三章中第十二条の前に次の一条を加える。

（管理義務）

第十一条の二　事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。

第十二条第一項中「当該公営住宅の建設」の下に「（当該公営住宅を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを除く。以下第十三条第三項において同様とする。）」を加え、「要する」を「要した」に改め、「補助に係る部分を除く。」の下に「以下第十三条第三項において同様とする。」を加え、「及び損害保険料」を「、損害保険料及び地代に相当する額（地代に相当する額については、土地の取得若しくは使用又は宅地の造成につき、国又は地方公共団体から補助を受け、又は通常の条件より有利な条件で土地の譲渡若しくは貸付を受けた場合においては、政令で定めるところにより算出した額を控除するものとする。以下第十三条第三項において同様とする。）」に改める。第十二条第三項中「前二項の規定にかかわらず、収入が」を「前項の規定にかかわらず、収入が著しく低額であることその他」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（敷金）

第十二条の二　事業主体は、公営住宅の入居者から三月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2　事業主体は、前項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の建設に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するように努めなければならない。

第十三条第一項中「前条の」を「第十二条の」に、「前条第一項から第三項まで」を「第十二条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「前条第一項又は第二項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項及び同条第四項を同条第四項及び第五項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　建設大臣が政令で定めるところにより住宅対策審議会の意見を聞き建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を当該公営住宅の建設に要した費用に乗じて得た額を期間二十年以上、利率年六分以下で毎年元利均等に償却するものとして算出した額に修繕費、管理事務費、損害保険料及び地代に相当する額を加えたものの月割額が、第十二条第一項に規定する限度と異なる場合においては、前項の規定の適用については、当該月割額を第十二条第一項に規定する限度とみなす。この場合において、当該月割額の算出に関し必要な事項は、第十二条第一項の場合の例に準じて政令で定める。

第十三条の二中「事業主体は、」の下に「疾病にかかつていることその他」を加える。

第十四条の見出し中「家賃以外の金品徴収」を「家賃等以外の金品徴収等」に改め、同条中「公営住宅の入居者から、住宅の使用に関し、家賃」を「公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃、敷金及び割増賃料」に、「徴収する」を「徴収し、又はその入居者に不当な義務を課する」に改め、同条ただし書を削る。

第十五条中「家屋の内部の」を削り、「その他」を「その他の」に改める。

第十六条第一項中「収容するため公営住宅の建設をする」を「公営住宅に入居させる」に改める。

第十七条第二号中「毎月」を削り、「公営住宅については」の下に「当該災害発生の日から三年間は」を加える。

第十九条第一項中「敷金」の下に「、第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件」を加える。

第二十条の見出し中「家賃又は選考方法」を「家賃等」に改め、同条中「家賃」の下に「、第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（収入超過者に対する措置等）

第二十一条の二　公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準をこえる収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。この場合において、事業主体は、必要があると認めるときは、当該入居者が他の適当な住宅に入居できるようにあつせんする等その明渡を容易にするように努めなければならない。

2　事業主体は、公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、第十三条第三項に規定する月割額（家賃が当該月割額をこえている場合においては、当該家賃の額）の第一種公営住宅にあつては〇・四倍、第二種公営住宅にあつては〇・八倍に相当する額以下で入居者の収入に応じて政令で定める額を限度として、条例で定めるところにより、割増賃料を徴収することができる。

3　第十二条第二項及び第十三条の二の規定は、割増賃料について準用する。

第二十二条第一項第二号中「家賃」を「家賃又は割増賃料」を加え、同項第四号中「前条」を「第二十一条」に改める。

第三章中第二十三条の次に次の一条を加える。

（収入状況の報告の請求等）

第二十三条の二　事業主体の長は、第十二条第二項の規定による家賃の減免、第十三条の二の規定による家賃若しくは敷金の徴収の猶予又は第二十一条の二の規定によるあつせん、割増賃料の徴収等の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

第二十四条第一項中「経過した」の下に「場合において特別の事由のある」を、「当該公営住宅又は共同施設」の下に「（これらの敷地を含む。）」を加える。

第三十条第四号中「家賃」の下に「、第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件」を加える。

附則第四項中「及び第二項」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2　この法律による改正後の公営住宅法第十九条の規定は、この法律の施行前に事業主体が公営住宅法第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件を

定め、又は変更した場合については、適用しない。

3　この法律による改正後の公営住宅法第二十一条の二の規定の適用については、この法律の施行の際現に公営住宅に入居している者は、貸借期間の定がないとき及びこの法律の施行の際における貸借期間の残存期間が三年以内であるときは、この法律の施行の日に、当該残存期間が三年をこえるときは、この法律の施行の日から起算して当該残存期間から三年を控除した期間に相当する期間を経過した日に、当該公営住宅に入居したものとみなす。

（内閣総理・厚生・建設大臣署名）

法律第百六十号（昭三四・五・九）

◎中小企業退職金共済法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　退職金共済契約（第三条―第二十三条）
第三章　共済契約者及び被共済者（第二十四条―第二十七条）
第四章　中小企業退職金共済事業団（第二十八条―第六十条）
第五章　国の補助（第六十一条）
第六章　雑則（第六十二条―第六十七条）
第七章　罰則（第六十八条―第七十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基き、その拠出による退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「中小企業者」とは、常時雇用する従業員の数が百人（金融業若しくは保険業、不動産業、卸売業若しくは小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、三十人）をこえない事業主（国、地方公共団体その他労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。）をいう。

2　この法律で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3　この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が中小企業退職金共済事業団（以下「事業団」という。）に掛金を納付することを約し、事業団がその事業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約をいう。

4　この法律で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

5　この法律で「被共済者」とは、退職金共済契約により事業団がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。

第二章　退職金共済契約

（契約の締結）

第三条　中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。

2　現に退職金共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする新たな退職金共済契約を締結することができない。

3　中小企業者は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について退職金共済契約を締結するようにしなければならない。

一　期間を定めて雇用される者
二　季節的業務に雇用される者
三　試の雇用期間中の者
四　常時勤務に服することを要しない者
五　現に退職金共済契約の被共済者である者
六　第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないもの
七　前各号に掲げる者のほか、労働省令で定める者

4　事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職金共済契約の締結を拒絶してはならない。

一　契約の申込者が第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約を解除され、その解除の日から六月を経過しない者であるとき。
二　当該申込に係る被共済者が第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないとき。
三　前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める正当な理由があるとき。

第四条　退職金共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。

2　掛金月額は、被共済者一人につき、二百円以上千円以下でなければならない。

3　掛金月額には、百円未満の端数があつてはならない。

（被共済者等の受益）

第五条　被共済者及びその遺族は、当然退職金共済契約の利益を受ける。

（契約の申込）

第六条　退職金共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行つてはならず、かつ、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2　申込金は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。

3　事業団は、退職金共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

（契約の成立）

第七条　退職金共済契約は、事業団がその申込を承諾したときは、その申込の日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2　退職金共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

3　事業団は、退職金共済契約の成立後遅滞なく、共済契約者に退職金共済手帳を交付しなければならない。

4　退職金共済手帳は、掛金の納付状況を明らかにすることができるものでなければならない。

（契約の解除）

第八条　事業団又は共済契約者は、第二項又は第三項に規定する場合を除いては、退職金共済契約を解除することができない。

2　事業団は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除するものとする。ただし、第二号に該当する場合であつて、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、労働大臣の承認を受けたときは、

この限りでない。

一　共済契約者が労働省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき（労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。）。

二　共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。

三　被共済者が偽りその他不正の行為によつて退職金又は解約手当金（以下「退職金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3　共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除することができる。

一　被共済者の同意を得たとき。

二　掛金の納付を継続することが著しく困難であると労働大臣が認めたとき。

4　退職金共済契約の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

5　前条第二項の規定は、退職金共済契約の解除について準用する。

（掛金月額の変更）

第九条　事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込があつたときは、これを承諾しなければならない。

2　事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込については、前条第三項各号に掲げる場合を除き、これを承諾してはならない。

3　前二項の申込は、被共済者の氏名及び増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

4　第七条第一項及び第二項の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

（退職金）

第十条　事業団は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

2　退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。

一　掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額（掛金納付月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、その期間に係る掛金納付月数に応じ同表の下欄に定める金額の二倍の額を減じて得た額を加算した金額）

二　二百円をこえる掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額

3　被共済者がその責に帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、労働省令で定める基準に従い労働大臣が相当であると認めたときは、事業団は、労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

（遺族の範囲及び順位）

第十一条　前条第一項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一　配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三　前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2　退職金を受けるべき遺族の順位は前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3　前項の規定により退職金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、退職金は、その人数によつて等分して支給する。

（欠格）

第十二条　故意の犯罪行為により被共済者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、退職金を受けることができない。被共済者の死亡前に、その者の死亡によつて退職金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

（解約手当金）

第十三条　退職金共済契約が解除されたときは、事業団は、被共済者に解約手当金を支給する。

2　第八条第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、労働省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3　第十条第一項ただし書の規定は、解約手当金について準用する。

4　解約手当金の額は、掛金月額の百円ごとについて、掛金の納付があつた月数に応じ別表第一の下欄に定める金額の合算額とする。

5　事業団は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合は、労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

（掛金納付月数の通算）

第十四条　被共済者（その者に係る掛金納付月数が二十四月以上の者に限る。）が退職した後一年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者となり、かつ、その者の申出があつた場合であつて、その退職が当該被共済者の責に帰すべき事由又はその都合によるものでないと労働大臣が認めたときは、労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。

（未成年者の独立請求）

第十五条　未成年者である被共済者は、独立して、当該退職金共済契約に係る退職金等を請求することができる。

（譲渡等の禁止）

第十六条　退職金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被共済者の退職金等の支給を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（退職金等の返還）

第十七条　偽りその他不正の行為により退職金等の支給を受けた者がある場合は、事業団は、その者から当該退職金等を返還させることができる。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、事業団は、その者に対して、支給を受けた者と連帯して退職金等を返還させることができる。

2　事業団が被共済者又はその遺族に退職金等を支給すべき場合において、前項の規定により事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その退職金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

きる。

（掛金の納付）

第十八条　共済契約者は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日又は退職金共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日（退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月にあつては、その退職の日又はその解除の日）における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日までに納付しなければならない。

2　毎月分の掛金は、分割して納付することができない。

（前納の場合の減額）

第十九条　事業団は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

（割増金）

第二十条　事業団は、納付期限後に掛金を納付する共済契約者に対して、割増金を納付させることができる。

2　割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえてはならない。

（納付期限の延長）

第二十一条　事業団は、常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者については、労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第十八条第一項の納付期限を延長することができる。

2　事業団は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（時効）

第二十二条　退職金等の支給を受ける権利及び掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2　退職金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために退職金の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

（期間計算の特例）

第二十三条　退職金等の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第三章　共済契約者及び被共済者

（退職金共済手帳の提示等）

第二十四条　共済契約者は、被共済者から要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。

2　共済契約者は、被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく、退職金共済手帳を被共済者又はその遺族若しくは相続人に交付しなければならない。

3　共済契約者は、被共済者又はその遺族若しくは相続人が退職金等の支給を受けるために必要な証明書を請求したときは、遅滞なく、これを交付しなければならない。

（不利益取扱の禁止）

第二十五条　中小企業者は、退職金共済契約に関し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

2　中小企業者は、退職金共済契約を締結しようとする場合においては、従業員の意見を聞かなければならない。

（届出）

第二十六条　共済契約者は、中小企業者でない事業主となつたときは、又は被共済者が退職したときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならない。

（報告等）

第二十七条　事業団は、業務の執行に必要な限度において、共済契約者又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができる。

第四章　中小企業退職金共済事業団

（目的）

第二十八条　事業団は、この法律の規定による中小企業退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設の設置及び管理を行うことを目的とする。

（法人格）

第二十九条　事業団は、法人とする。

（事務所）

第三十条　事業団は、事務所を東京都に置く。

（登記）

第三十一条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第三十二条　事業団でない者は、中小企業退職金共済事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第三十三条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

（役員）

第三十四条　事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第三十五条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命）

第三十六条　理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2　理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第三十七条　役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第三十八条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員の解任）

第三十九条　労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る

る場合においては、従業員の意見を聞かなければならない。

（届出）

第二十六条　共済契約者は、中小企業者でない事業主となつたときは、又は被共済者が退職したときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならない。

（報告等）

第二十七条　事業団は、業務の執行に必要な限度において、共済契約者又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができる。

第四章　中小企業退職金共済事業団

（目的）

第二十八条　事業団は、この法律の規定による中小企業退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設の設置及び管理を行うことを目的とする。

（法人格）

第二十九条　事業団は、法人とする。

（事務所）

第三十条　事業団は、事務所を東京都に置く。

（登記）

第三十一条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第三十二条　事業団でない者は、中小企業退職金共済事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第三十三条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

（役員）

第三十四条　事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第三十五条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命）

第三十六条　理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2　理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第三十七条　役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第三十八条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員の解任）

第三十九条　労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る

役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第四十条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第四十一条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（職員の任命）

第四十二条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第四十三条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第四十四条　事業団は、第二十八条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　この法律の規定による中小企業退職金共済事業を行うこと。

二　保健、保養又は教養のための施設の経営を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第二号に掲げる業務は、同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

（業務方法書）

第四十五条　事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

（業務の委託）

第四十六条　事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対して、退職金等の支給並びに掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務の一部を委託することができる。

2　事業団は、労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対して、調査、広報その他その業務（前項に規定するものを除く。）の一部を委託することができる。

3　前二項に規定するものは、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（事業年度）

第四十七条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第四十八条　事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第四十九条　事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第五十条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第五十一条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金の制限）

第五十二条　事業団は、借入金をしてはならない。ただし、第四十四条第一項第一号に掲げる業務を行うため必要な場合において、あらかじめ、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（余裕金の運用）

第五十三条　事業団は、業務上の余裕金を運用するには、第三項に規定するもののほか、次の各号に掲げる方法によつてはならない。

一　労働大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は金銭信託

二　労働大臣及び通商産業大臣が指定する有価証券の取得

三　不動産の取得

2　事業団は、運用方法を特定する金銭信託又は不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、あらかじめ、労働大臣の承認を受けなければならない。

3　事業団は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

4　事業団は、四半期ごとに業務上の余裕金の運用計画を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5　業務上の余裕金の運用については、安全かつ能率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

（財産の処分等の制限）

第五十四条　事業団は、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

（規程）

第五十五条　事業団は、業務開始の際、次の各号に掲げる事項について規程を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　会計に関する事項

二　役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

（労働省令への委任）

第五十六条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（監督）

第五十七条　事業団は、労働大臣が監督する。

2　労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十八条　労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（解散）

第五十九条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（協議）

第六十条　労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四十五条第一項、第四十八条、第五十四条又は第五十五条の規定による認可をしようとするとき。

二　第四十五条第二項、第五十四条又は第五十六条の規定による労働省令を定めようとするとき。

三　第五十条第一項、第五十二条ただし書又は第五十三条第二項の規定による承認をしようとするとき。

2　労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、通商産業大臣と協議しなければならない。

一　第四十五条第一項、第四十六条第二項又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

二　第五十六条の規定による労働省令を定めようとするとき。

3　労働大臣及び通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第五十三条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

二　第五十三条第四項の規定による認可をしようとするとき。

第五章　国の補助

（国の補助）

第六十一条　国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

一　掛金納付月数（共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下この号において同じ。）が六十月以上である被共済者に係る退職金（掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額に百分の五（掛金納付月数が百二十月以上の場合は、百分の十）を乗じて得た額に相当する部分に限る。）の支給に要する費用

二　事業団の事務に要する費用

第六章　雑則

（中小企業退職金共済審議会）

第六十二条　労働省に、中小企業退職金共済審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、この法律の施行及び改正に関する事項について労働大臣の諮問に応ずるほか、必要と認める事項について関係行政機関に建議することができる。

3　審議会は、十五人以内の委員をもつて組織する。

4　委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

5　前四項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（審査の請求）

第六十三条　共済契約者又は被共済者その他退職金等の支給を受ける権利を有する者は、退職金共済契約上の権利義務に関する事項について異議があるときは、労働保険審査会に審査を請求することができる。

2　前項の審査の請求は、請求人が異議に係る事実を知つた日から二月以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3　第一項の審査の請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

4　前三項の規定は、第一項に規定する者が同項に規定する事項について直ちに訴を提起することを妨げるものと解釈してはならない。

5　労働保険審査会は、第一項の審査の事務に必要な限度において、関係行政庁に対してその事務の一部を委任することができる。

6　前項に定めるもののほか、第一項の審査の手続に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（掛金及び退職金等の額の検討）

第六十四条　掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

（職権の委任）

第六十五条　この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

（船員に関する特例）

第六十六条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である被共済者に関しては、第十条第三項、第十四条及び前条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十条第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「海運局長」とする。

（戸籍書類の無料証明）

第六十七条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、事業団又は退職金等の支給を受ける権利を有する者に対して、被共済者又は退職金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第七章　罰則

第六十八条　次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項（第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十四条の規定に違反した者

二　第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第七十条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により労働大臣又は労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第三十一条第一項の規定による政令に違反して

登記することを怠つたとき。

三　第四十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第五十三条第一項又は第三項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第五十七条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

六　第五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十一条　第三十二条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　労働大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第五条　この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第三十二条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六条　事業団の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第七条　事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第四十八条中「事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（従前の積立事業についての取扱）

第八条　事業団が第四十四条第一項第一号の業務を開始する際現に中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業（以下この条において「積立事業」という。）で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している中小企業者が、同号の業務の開始の日から一年以内に当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、その退職金共済契約の効力の生じた日から三月以内に、労働省令で定めるところにより、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で、別表第二の上欄に定める金額に掛金月額を百円で除した数を乗じて得た金額を事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が六十月をこえるときは、六十月）をこえることができない。

2　労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の

基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

（登録税法の一部改正）

第九条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「労働福祉事業団」の下に「、中小企業退職金共済事業団」を、「労働福祉事業団法」の下に「、中小企業退職金共済法」を加える。

第十九条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七ノ二　中小企業退職金共済事業団ガ中小企業退職金共済法第四十四条第一項第一号又ハ第二号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ四　中小企業退職金共済事業団ノ中小企業退職金共済法第七条第三項ニ基キテ発スル退職金共済手帳又ハ同法第十条ノ退職金若ハ同法第十三条ノ解約手当金ニ関スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十一条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を「、農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十二条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を「、農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第十三条　中小企業庁設置法（昭和二十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号の三を第四号の四とし、第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による中小企業退職金共済事業団の業務に関すること。

（労働省設置法の一部改正）

第十四条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に基いて、中小企業退職金共済事業団に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　中小企業退職金共済事業団の監督その他中小企業退職金共済法の施行に関すること。

第十三条第一項の表中

「中央労働基準審議会」	「中小企業退職金共済法の施行及び改正に関する事項を審議すること。」
「労働基準審議会」	「中央労働基準審議会」

に改める。

（地方税法の一部改正）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を「、農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

別表第一

掛金納付月数	金額
一二月	七二〇円
一三月	八四〇円
一四月	九六〇円
一五月	一、〇八〇円
一六月	一、二〇〇円
一七月	一、三四〇円
一八月	一、四八〇円
一九月	一、六四〇円
二〇月	一、八〇〇円
二一月	一、九八〇円
二二月	二、一六〇円
二三月	二、三四〇円
二四月	二、五四〇円
二五月	三六〇円
二六月	四二〇円
二七月	四八〇円
二八月	五四〇円
二九月	六〇〇円
三〇月	六六〇円
三一月	七二〇円
三二月	七八〇円
三三月	八四〇円
三四月	九〇〇円
三五月	九六〇円
三六月	一、〇二〇円
三七月	一、〇八〇円
三八月	一、一四〇円
三九月	一、二〇〇円
四〇月	一、二六〇円
四一月	一、三二〇円
四二月	一、三八〇円
四三月	一、四四〇円
四四月	一、五〇〇円
四五月	一、五六〇円
四六月	一、六二〇円
四七月	一、六八〇円
四八月	一、七四〇円
四九月	一、八〇〇円
五〇月	一、八六〇円
五一月	一、九二〇円
五二月	一、九八〇円
五三月	二、〇四〇円
五四月	二、一〇〇円
五五月	二、一六〇円
五六月	二、二二〇円
五七月	二、二八〇円
五八月	二、三四〇円
五九月	二、四〇〇円
六〇月	二、四六〇円
六一月	二、五二〇円
六二月	二、五八〇円
六三月	二、六四〇円
六四月	二、七〇〇円
六五月	二、七六〇円
六六月	二、八二〇円
六七月	二、八八〇円
六八月	二、九四〇円
六九月	三、〇〇〇円
七〇月	三、〇六〇円
七一月	三、一二〇円
七二月	三、一八〇円
七三月	三、二四〇円
七四月	三、三〇〇円
七五月	三、三六〇円
七六月	三、四二〇円
七七月	三、四八〇円
七八月	三、五四〇円
七九月	三、六〇〇円
八〇月	三、六六〇円
八一月	三、七二〇円
八二月	三、七八〇円
八三月	三、八四〇円
八四月	三、九〇〇円
八五月	三、九六〇円
八六月	四、〇二〇円
八七月	四、〇八〇円
八八月	四、一四〇円
八九月	四、二〇〇円
九〇月	四、二六〇円
九一月	四、三二〇円
九二月	四、三八〇円
九三月	四、四四〇円
九四月	四、五〇〇円
九五月	四、五六〇円
九六月	四、六二〇円
九七月	四、六八〇円
九八月	四、七四〇円
九九月	四、八〇〇円
一〇〇月	四、八六〇円
一〇一月	四、九二〇円
一〇二月	四、九八〇円
一〇三月	五、〇四〇円
一〇四月	五、一〇〇円
一〇五月	五、一六〇円
一〇六月	五、二二〇円
一〇七月	五、二八〇円
一〇八月	五、三四〇円
一〇九月	五、四〇〇円
一一〇月	五、四六〇円
一一一月	五、五二〇円
一一二月	五、五八〇円
一一三月	五、六四〇円
一一四月	五、七〇〇円
一一五月	五、七六〇円
一一六月	五、八二〇円
一一七月	五、八八〇円
一一八月	五、九四〇円
一一九月	六、〇〇〇円
一二〇月	六、〇六〇円
一二一月	六、一二〇円
一二二月	六、一八〇円
一二三月	六、二四〇円
一二四月	六、三〇〇円

掛金納付月数	金額
一二月	六、〇六〇円
一三月	六、一二〇円
一四月	六、一八〇円
一五月	六、二四〇円
一六月	六、三〇〇円
一七月	六、三六〇円
一八月	六、四二〇円
一九月	六、四八〇円
二〇月	六、五四〇円
二一月	六、六〇〇円
二二月	六、六六〇円
二三月	六、七二〇円
二四月	六、七八〇円
二五月	六、八四〇円
二六月	六、九〇〇円
二七月	六、九六〇円
二八月	七、〇二〇円
二九月	七、〇八〇円
三〇月	七、一四〇円
三一月	七、二〇〇円
三二月	七、二六〇円
三三月	七、三二〇円
三四月	七、三八〇円
三五月	七、四四〇円
三六月	七、五〇〇円
三七月	七、五六〇円
三八月	七、六二〇円
三九月	七、六八〇円
四〇月	七、七四〇円
四一月	七、八〇〇円
四二月	七、八六〇円
四三月	七、九二〇円
四四月	七、九八〇円
四五月	八、〇四〇円
四六月	八、一〇〇円
四七月	八、一六〇円
四八月	八、二二〇円
四九月	八、二八〇円
五〇月	八、三四〇円
五一月	八、四〇〇円
五二月	八、四六〇円
五三月	八、五二〇円
五四月	八、五八〇円
五五月	八、六四〇円
五六月	八、七〇〇円
五七月	八、七六〇円
五八月	八、八二〇円
五九月	八、八八〇円
六〇月	八、九四〇円
六一月	九、〇〇〇円
六二月	九、〇六〇円
六三月	九、一二〇円
六四月	九、一八〇円
六五月	九、二四〇円
六六月	九、三〇〇円
六七月	九、三六〇円
六八月	九、四二〇円
六九月	九、四八〇円
七〇月	九、五四〇円
七一月	九、六〇〇円
七二月	九、六六〇円
七三月	九、七二〇円
七四月	九、七八〇円
七五月	九、八四〇円
七六月	九、九〇〇円
七七月	九、九六〇円
七八月	一〇、〇二〇円
七九月	一〇、〇八〇円
八〇月	一〇、一四〇円
八一月	一〇、二〇〇円
八二月	一〇、二六〇円
八三月	一〇、三二〇円
八四月	一〇、三八〇円
八五月	一〇、四四〇円
八六月	一〇、五〇〇円
八七月	一〇、五六〇円
八八月	一〇、六二〇円
八九月	一〇、六八〇円
九〇月	一〇、七四〇円
九一月	一〇、八〇〇円
九二月	一〇、八六〇円
九三月	一〇、九二〇円
九四月	一〇、九八〇円
九五月	一一、〇四〇円
九六月	一一、一〇〇円
九七月	一一、一六〇円
九八月	一一、二二〇円
九九月	一一、二八〇円
一〇〇月	一一、三四〇円
一〇一月	一一、四〇〇円
一〇二月	一一、四六〇円
一〇三月	一一、五二〇円
一〇四月	一一、五八〇円
一〇五月	一一、六四〇円
一〇六月	一一、七〇〇円
一〇七月	一一、七六〇円
一〇八月	一一、八二〇円
一〇九月	一一、八八〇円
一一〇月	一一、九四〇円
一一一月	一二、〇〇〇円
一一二月	一二、〇六〇円
一一三月	一二、一二〇円
一一四月	一二、一八〇円
一一五月	一二、二四〇円
一一六月	一二、三〇〇円
一一七月	一二、三六〇円
一一八月	一二、四二〇円
一一九月	一二、四八〇円
一二〇月	一二、五四〇円
一二一月	一二、六〇〇円
一二二月	一二、六六〇円
一二三月	一二、七二〇円
一二四月	一二、七八〇円

一二五月	四三、〇九〇円	一九、三九〇円
一二六月	四三、五八〇円	一九、六一〇円
一二七月	四四、〇七〇円	一九、八三〇円
一二八月	四四、五六〇円	二〇、〇五〇円
一二九月	四五、〇五〇円	二〇、二七〇円
一三〇月	四五、五四〇円	二〇、四九〇円
一三一月	四六、〇三〇円	二〇、七一〇円
一三二月	四六、五二〇円	二〇、九三〇円
一三三月	四七、〇三〇円	二一、一六〇円
一三四月	四七、五四〇円	二一、三九〇円
一三五月	四八、〇五〇円	二一、六二〇円
一三六月	四八、五六〇円	二一、八五〇円
一三七月	四九、〇七〇円	二二、〇八〇円
一三八月	四九、五八〇円	二二、三一〇円
一三九月	五〇、〇九〇円	二二、五四〇円
一四〇月	五〇、六〇〇円	二二、七七〇円
一四一月	五一、一一〇円	二三、〇〇〇円
一四二月	五一、六二〇円	二三、二三〇円
一四三月	五二、一三〇円	二三、四六〇円
一四四月	五二、六四〇円	二三、六九〇円

一四五月	五三、一五〇円	二三、九二〇円
一四六月	五三、六六〇円	二四、一五〇円
一四七月	五四、一七〇円	二四、三八〇円
一四八月	五四、六九〇円	二四、六一〇円
一四九月	五五、二一〇円	二四、八四〇円
一五〇月	五五、七三〇円	二五、〇七〇円
一五一月	五六、三五〇円	二五、三五〇円
一五二月	五六、九七〇円	二五、六三〇円
一五三月	五七、五九〇円	二五、九一〇円
一五四月	五八、二一〇円	二六、一九〇円
一五五月	五八、八三〇円	二六、四七〇円
一五六月	五九、四五〇円	二六、七五〇円
一五七月	六〇、〇七〇円	二七、〇三〇円
一五八月	六〇、六九〇円	二七、三一〇円
一五九月	六一、三一〇円	二七、五九〇円
一六〇月	六一、九三〇円	二七、八七〇円
一六一月	六二、五五〇円	二八、一五〇円
一六二月	六三、一七〇円	二八、四三〇円
一六三月	六三、七九〇円	二八、七一〇円
一六四月	六四、四一〇円	二八、九九〇円

一六五月	六五、〇三〇円	二九、二七〇円
一六六月	六五、六五〇円	二九、五五〇円
一六七月	六六、二七〇円	二九、八三〇円
一六八月	六六、八九〇円	三〇、一一〇円
一六九月	六七、五一〇円	三〇、三九〇円
一七〇月	六八、一三〇円	三〇、六七〇円
一七一月	六八、七五〇円	三〇、九五〇円
一七二月	六九、三七〇円	三一、二三〇円
一七三月	六九、九九〇円	三一、五一〇円
一七四月	七〇、六二〇円	三一、七九〇円
一七五月	七一、二五〇円	三二、〇七〇円
一七六月	七一、八八〇円	三二、三五〇円
一七七月	七二、五一〇円	三二、六三〇円
一七八月	七三、一四〇円	三二、九一〇円
一七九月	七三、七七〇円	三三、一九〇円
一八〇月	七四、四〇〇円	三三、四七〇円
一八一月	七五、〇三〇円	三三、七五〇円
一八二月	七五、六六〇円	三四、〇三〇円
一八三月	七六、二九〇円	三四、三一〇円
一八四月	七六、九二〇円	三四、六〇〇円

一八五月	七七、五五〇円	三四、八九〇円
一八六月	七八、一八〇円	三五、一八〇円
一八七月	七八、八二〇円	三五、四七〇円
一八八月	七九、四六〇円	三五、七六〇円
一八九月	八〇、一〇〇円	三六、〇五〇円
一九〇月	八〇、七四〇円	三六、三四〇円
一九一月	八一、三九〇円	三六、六三〇円
一九二月	八二、〇四〇円	三六、九二〇円
一九三月	八二、六九〇円	三七、二一〇円
一九四月	八三、三六〇円	三七、五二〇円
一九五月	八四、〇三〇円	三七、八二〇円
一九六月	八四、七〇〇円	三八、一二〇円
一九七月	八五、三七〇円	三八、四二〇円
一九八月	八六、〇四〇円	三八、七二〇円
一九九月	八六、七一〇円	三九、〇二〇円
二〇〇月	八七、四〇〇円	三九、三三〇円
二〇一月	八八、〇九〇円	三九、六四〇円
二〇二月	八八、七八〇円	三九、九五〇円
二〇三月	八九、四七〇円	四〇、二六〇円
二〇四月	九〇、一六〇円	四〇、五七〇円

二〇五月	九〇、八五〇円	四〇、八八〇円
二〇六月	九一、五六〇円	四一、一二〇円
二〇七月	九二、二七〇円	四一、五二〇円
二〇八月	九二、九八〇円	四一、八四〇円
二〇九月	九三、六九〇円	四二、一四〇円
二一〇月	九四、四〇〇円	四二、四八〇円
二一一月	九五、一二〇円	四二、八〇〇円
二一二月	九五、八五〇円	四三、一一三〇円
二一三月	九六、五八〇円	四三、四二六〇円
二一四月	九七、三一〇円	四三、七四〇円
二一五月	九八、〇四〇円	四四、〇五〇円
二一六月	九八、七六〇円	四四、三七〇円
二一七月	九九、五二〇円	四四、六九〇円
二一八月	一〇〇、二六〇円	四五、一一〇円
二一九月	一〇一、〇一〇円	四五、四五〇円
二二〇月	一〇一、七六〇円	四五、七九〇円
二二一月	一〇二、五一〇円	四六、一三〇円
二二二月	一〇三、二七〇円	四六、四七〇円
二二三月	一〇三、八四〇円	四六、八一〇円
二二四月	一〇四、七九〇円	四七、一五〇円

二一五月	一〇五、五六〇円	四七、五〇〇円
二一六月	一〇六、三三〇円	四七、八五〇円
二一七月	一〇七、一〇〇円	四八、二〇〇円
二一八月	一〇七、八九〇円	四八、五五〇円
二一九月	一〇八、六八〇円	四八、九〇〇円
二二〇月	一〇九、四七〇円	四九、二六〇円
二二一月	一一〇、二七〇円	四九、六二〇円
二二二月	一一一、〇七〇円	四九、九八〇円
二二三月	一一一、八七〇円	五〇、三四〇円
二二四月	一一二、六七〇円	五〇、七〇〇円
二二五月	一一三、四八〇円	五一、〇六〇円
二二六月	一一四、二九〇円	五一、四二〇円
二二七月	一一五、一〇〇円	五一、七九〇円
二二八月	一一五、九二〇円	五二、一六〇円
二二九月	一一六、七四〇円	五二、五三〇円
二三〇月	一一七、五六〇円	五二、九〇〇円
二三一月	一一八、三九〇円	五三、二八〇円
二三二月	一一九、二一〇円	五三、六六〇円
二三三月	一二〇、〇四〇円	五四、〇四〇円
二三四月	一二〇、九一〇円	五四、四二〇円

二四五月	一二一、七六〇円	五四、八〇〇円
二四六月	一二二、六二〇円	五五、一八〇円
二四七月	一二三、四八〇円	五五、五七〇円
二四八月	一二四、三四〇円	五五、九六〇円
二四九月	一二五、二〇〇円	五六、三五〇円
二五〇月	一二六、〇七〇円	五六、七四〇円
二五一月	一二六、九四〇円	五七、一三〇円
二五二月	一二七、八二〇円	五七、五二〇円
二五三月	一二八、七〇〇円	五七、九二〇円
二五四月	一二九、五八〇円	五八、三二〇円
二五五月	一三〇、四七〇円	五八、七二〇円
二五六月	一三一、三六〇円	五九、一二〇円
二五七月	一三二、二六〇円	五九、五二〇円
二五八月	一三三、一六〇円	五九、九二〇円
二五九月	一三四、〇七〇円	六〇、三三〇円
二六〇月	一三四、九八〇円	六〇、七四〇円
二六一月	一三五、八九〇円	六一、一五〇円
二六二月	一三六、八一〇円	六一、五六〇円
二六三月	一三七、七四〇円	六一、九八〇円
二六四月	一三八、六七〇円	六二、四〇〇円

二六五月	一三九、六一〇円	六二、八二〇円
二六六月	一四〇、五五〇円	六三、二四〇円
二六七月	一四一、四九〇円	六三、六七〇円
二六八月	一四二、四四〇円	六四、一〇〇円
二六九月	一四三、四〇〇円	六四、五三〇円
二七〇月	一四四、三六〇円	六四、九六〇円
二七一月	一四五、三二〇円	六五、三九〇円
二七二月	一四六、二九〇円	六五、八三〇円
二七三月	一四七、二六〇円	六六、二七〇円
二七四月	一四八、二四〇円	六六、七一〇円
二七五月	一四九、二二〇円	六七、一五〇円
二七六月	一五〇、二〇〇円	六七、五九〇円
二七七月	一五一、一九〇円	六八、〇四〇円
二七八月	一五二、一八〇円	六八、四九〇円
二七九月	一五三、一八〇円	六八、九四〇円
三〇〇月	一五四、一八〇円	六九、三九〇円
三〇一月	一五五、一九〇円	六九、八四〇円
三〇二月	一五六、二〇〇円	七〇、二九〇円
三〇三月	一五七、二二〇円	七〇、七五〇円
三〇四月	一五八、二四〇円	七一、二二〇円

二八五月	一五九、二七〇円	七一、六七〇円
二八六月	一六〇、三一〇円	七二、一四〇円
二八七月	一六一、三五〇円	七二、六一〇円
二八八月	一六二、四〇〇円	七三、〇八〇円
二八九月	一六三、四五〇円	七三、五五〇円
二九〇月	一六四、五一〇円	七四、〇三〇円
二九一月	一六五、五七〇円	七四、五一〇円
二九二月	一六六、六四〇円	七四、九九〇円
二九三月	一六七、七一〇円	七五、四七〇円
二九四月	一六八、七八〇円	七五、九五〇円
二九五月	一六九、八六〇円	七六、四四〇円
二九六月	一七〇、九四〇円	七六、九三〇円
二九七月	一七二、〇三〇円	七七、四二〇円
二九八月	一七三、一二〇円	七七、九一〇円
二九九月	一七四、二一〇円	七八、四〇〇円
三〇〇月	一七五、三三〇円	七八、九〇〇円
三〇一月	一七六、四四〇円	七九、四〇〇円
三〇二月	一七七、五六〇円	七九、九〇〇円
三〇三月	一七八、六八〇円	八〇、四一〇円
三〇四月	一七九、八一〇円	八〇、九二〇円

三〇五月	一八〇、九五〇円	八一、四三〇円
三〇六月	一八二、〇九〇円	八一、九四〇円
三〇七月	一八三、二四〇円	八二、四六〇円
三〇八月	一八四、三九〇円	八二、九八〇円
三〇九月	一八五、五五〇円	八三、五〇〇円
三一〇月	一八六、七二〇円	八四、〇二〇円
三一一月	一八七、八九〇円	八四、五五〇円
三一二月	一八九、〇七〇円	八五、〇八〇円
三一三月	一九〇、二五〇円	八五、六一〇円
三一四月	一九一、四三〇円	八六、一四〇円
三一五月	一九二、六二〇円	八六、六八〇円
三一六月	一九三、八一〇円	八七、二二〇円
三一七月	一九五、〇一〇円	八七、七六〇円
三一八月	一九六、二二〇円	八八、三〇〇円
三一九月	一九七、四四〇円	八八、八五〇円
三二〇月	一九八、六六〇円	八九、四〇〇円
三二一月	一九九、八九〇円	八九、九五〇円
三二二月	二〇一、一二〇円	九〇、一七〇円
三二三月	二〇二、三六〇円	九一、〇六〇円
三二四月	二〇三、六〇〇円	九一、六二〇円

三二五月	二〇四、八五〇円	九二、一八〇円
三二六月	二〇六、一一〇円	九二、七五〇円
三二七月	二〇七、三七〇円	九三、三二〇円
三二八月	二〇八、六四〇円	九三、八九〇円
三二九月	二〇九、九二〇円	九四、四六〇円
三三〇月	二一〇、一九〇円	九五、〇四〇円
三三一月	二一一、四八〇円	九五、六二〇円
三三二月	二一三、七七〇円	九六、二〇〇円
三三三月	二一四、一〇〇円	九六、七八〇円
三三四月	二一五、四二〇円	九七、三五〇円
三三五月	二一六、七四〇円	九七、九二〇円
三三六月	二一八、〇六〇円	九八、四九〇円
三三七月	二一九、三七〇円	九九、〇六〇円
三三八月	二二一、六七〇円	九九、七五〇円
三三九月	二二二、九八〇円	一〇〇、三五〇円
三四〇月	二二四、三六〇円	一〇〇、九六〇円
三四一月	二二五、七一〇円	一〇一、五七〇円
三四二月	二二七、〇七〇円	一〇二、一八〇円
三四三月	二二八、四三〇円	一〇二、七九〇円
三四四月	二二九、七九〇円	一〇三、四一〇円

三四五月	二三一、一六〇円	一〇四、〇三〇円
三四六月	二三二、五四〇円	一〇四、六五〇円
三四七月	二三三、九三〇円	一〇五、二七〇円
三四八月	二三五、三三〇円	一〇五、九〇〇円
三四九月	二三六、七四〇円	一〇六、五三〇円
三五〇月	二三八、一五〇円	一〇七、一六〇円
三五一月	二三九、五七〇円	一〇七、八〇〇円
三五二月	二四一、〇〇〇円	一〇八、四四〇円
三五三月	二四二、四三〇円	一〇九、〇九〇円
三五四月	二四三、八七〇円	一〇九、七四〇円
三五五月	二四五、三二〇円	一一〇、三九〇円
三五六月	二四六、七八〇円	一一一、〇五〇円
三五七月	二四八、二四〇円	一一一、七一〇円
三五八月	二四九、七一〇円	一一二、三七〇円
三五九月	二五一、一九〇円	一一三、〇三〇円
三六〇月	二五二、六七〇円	一一三、七〇〇円
三六一月	二五四、一六〇円	一一四、三七〇円
三六二月	二五五、六六〇円	一一五、〇四〇円
三六三月	二五七、一六〇円	一一五、七二〇円
三六四月	二五八、六七〇円	一一六、四〇〇円

三六五月	二六〇、一九〇円	一一七、〇八〇円	
三六六月	二六一、七一〇円	一一七、七七〇円	
三六七月	二六三、二四〇円	一一八、四六〇円	
三六八月	二六四、七八〇円	一一九、一五〇円	
三六九月	三六六、三三〇円	一一九、八五〇円	
三七〇月	二六七、八九〇円	一二〇、五五〇円	
三七一月	二六九、四五〇円	一二一、二五〇円	
三七二月	二七一、〇二〇円	一二一、九六〇円	
三七三月	二七二、六〇〇円	一二二、六七〇円	
三七四月	二七四、一八〇円	一二三、三八〇円	
三七五月	二七五、七七〇円	一二四、一〇〇円	
三七六月	二七七、三七〇円	一二四、八二〇円	
三七七月	二七八、九八〇円	一二五、五四〇円	
三七八月	二八〇、六〇〇円	一二六、二七〇円	
三七九月	二八二、二二〇円	一二七、〇〇〇円	
三八〇月	二八三、八五〇円	一二七、七三〇円	
三八一月	二八五、四九〇円	一二八、四七〇円	
三八二月	二八七、一四〇円	一二九、二一〇円	
三八三月	二八八、八〇〇円	一二九、九六〇円	
三八四月	二九〇、四七〇円	一三〇、七一〇円	

三八五月	二九二、一四〇円	一三一、四六〇円	
三八六月	二九三、八二〇円	一三二、二二〇円	
三八七月	二九五、五一〇円	一三二、九八〇円	
三八八月	二九七、二一〇円	一三三、七五〇円	
三八九月	二九八、九二〇円	一三四、五二〇円	
三九〇月	三〇〇、六四〇円	一三五、二九〇円	
三九一月	三〇二、三六〇円	一三六、〇七〇円	
三九二月	三〇四、〇九〇円	一三六、八五〇円	
三九三月	三〇五、八三〇円	一三七、六三〇円	
三九四月	三〇七、五八〇円	一三八、四一〇円	
三九五月	三〇九、三三〇円	一三九、二〇〇円	
三九六月	三一一、〇九〇円	一三九、九九〇円	
三九七月	三一二、八六〇円	一四〇、七九〇円	
三九八月	三一四、六四〇円	一四一、五九〇円	
三九九月	三一六、四三〇円	一四二、四〇〇円	
四〇〇月	三一八、二三〇円	一四三、二一〇円	
四〇一月	三二〇、〇四〇円	一四四、〇二〇円	
四〇二月	三二一、八七〇円	一四四、八四〇円	
四〇三月	三二三、七〇〇円	一四五、六六〇円	
四〇四月	三二五、五四〇円	一四六、四九〇円	

四〇五月	三二七、三八〇円	一四七、三二〇円	
四〇六月	三二九、二三〇円	一四八、一五〇円	
四〇七月	三三二、〇九〇円	一四八、九九〇円	
四〇八月	三三四、八四〇円	一四九、八三〇円	
四〇九月	三三六、七三〇円	一五〇、六八〇円	
四一〇月	三三八、六三〇円	一五一、五三〇円	
四一一月	三四〇、五四〇円	一五二、三八〇円	
四一二月	三四二、四六〇円	一五三、二四〇円	
四一三月	三四四、三八〇円	一五四、一〇〇円	
四一四月	三四六、三一〇円	一五五、八四〇円	
四一五月	三四八、二五〇円	一五六、七二〇円	
四一六月	三五〇、二〇〇円	一五七、六〇〇円	
四一七月	三五二、一六〇円	一五八、四八〇円	
四一八月	三五四、一三〇円	一五九、三七〇円	
四一九月	三五六、一〇〇円	一六〇、二六〇円	
四二〇月	三五八、〇七〇円	一六一、一六〇円	
四二一月	三六〇、〇四〇円	一六二、〇六〇円	
四二二月	三六〇、一四〇円	一六二、九七〇円	
四二三月	三六二、一五〇円	一六三、八八〇円	
四二四月	三六四、一七〇円	一六四、七九〇円	

四二五月	三六六、二〇〇円	一六四、七九〇円	
四二六月	三六八、二四〇円	一六五、七一〇円	
四二七月	三七〇、二九〇円	一六六、六三〇円	
四二八月	三七二、三五〇円	一六七、五六〇円	
四二九月	三七四、四二〇円	一六八、四九〇円	
四三〇月	三七六、五〇〇円	一六九、四三〇円	
四三一月	三七八、五九〇円	一七〇、三七〇円	
四三二月	三八〇、六九〇円	一七一、三一〇円	
四三三月	三八二、八〇〇円	一七二、二六〇円	
四三四月	三八四、九二〇円	一七三、二二〇円	
四三五月	三八七、〇五〇円	一七四、一八〇円	
四三六月	三八九、二〇〇円	一七五、一五〇円	
四三七月	三九一、三六〇円	一七六、一二〇円	
四三八月	三九三、五三〇円	一七七、〇九〇円	
四三九月	三九五、七一〇円	一七八、〇七〇円	
四四〇月	三九七、九〇〇円	一七九、〇五〇円	
四四一月	四〇〇、一〇〇円	一八〇、〇四〇円	
四四二月	四〇二、三〇〇円	一八一、〇三〇円	
四四三月	四〇四、五一〇円	一八二、〇三〇円	
四四四月	四〇六、七三〇円	一八三、〇三〇円	

四四五月	四〇八、九七〇円	一八四、〇四〇円	
四四六月	四一一、二二〇円	一八五、〇五〇円	
四四七月	四一三、四八〇円	一八六、〇七〇円	
四四八月	四一五、七五〇円	一八七、〇九〇円	
四四九月	四一八、〇三〇円	一八八、一二〇円	
四五〇月	四二〇、三三〇円	一八九、一五〇円	
四五一月	四二二、六四〇円	一九〇、一九〇円	
四五二月	四二四、九六〇円	一九一、二三〇円	
四五三月	四二七、二九〇円	一九二、二八〇円	
四五四月	四二九、六三〇円	一九三、三三〇円	
四五五月	四三二、九八〇円	一九四、三九〇円	
四五六月	四三五、三四〇円	一九五、四五〇円	
四五七月	四三七、七〇〇円	一九六、五二〇円	
四五八月	四三九、〇九〇円	一九七、五九〇円	
四五九月	四四一、四九〇円	一九八、六七〇円	
四六〇月	四四三、九〇〇円	一九九、七五〇円	
四六一月	四四六、三二〇円	二〇〇、八四〇円	
四六二月	四四八、七六〇円	二〇一、九四〇円	
四六三月	四五一、二一〇円	二〇三、〇四〇円	
四六四月	四五三、六七〇円	二〇四、一五〇円	

四六五月	四五六、一四〇円	二〇五、二六〇円	
四六六月	四五八、六二〇円	二〇六、三八〇円	
四六七月	四六一、一一〇円	二〇七、五〇〇円	
四六八月	四六三、六〇〇円	二〇八、六二〇円	
四六九月	四六六、一一〇円	二〇九、七五〇円	
四七〇月	四六八、六四〇円	二一〇、八九〇円	
四七一月	四七一、一八〇円	二一二、〇三〇円	
四七二月	四七三、七三〇円	二一三、一八〇円	
四七三月	四七六、二九〇円	二一四、三三〇円	
四七四月	四七八、八七〇円	二一五、四九〇円	
四七五月	四八一、四六〇円	二一六、六六〇円	
四七六月	四八四、〇六〇円	二一七、八三〇円	
四七七月	四八六、八八〇円	二一九、〇一〇円	
四七八月	四八九、三一〇円	二二〇、一九〇円	
四七九月	四九一、九五〇円	二二一、三八〇円	
四八〇月	四九四、六〇〇円	二二二、五七〇円	
四八一月	四九七、二七〇円	二二三、七七〇円	
四八二月	四九九、九五〇円	二二四、九八〇円	
四八三月	五〇二、六四〇円	二二六、一九〇円	
四八四月	五〇五、三五〇円	二二七、四一〇円	

四八五月	五〇八、〇七〇円	二二八、六三〇円	
四八六月	五一〇、八〇〇円	二二九、八六〇円	
四八七月	五一三、五四〇円	二三一、一〇〇円	
四八八月	五一六、三〇〇円	二三二、三四〇円	
四八九月	五一九、〇七〇円	二三三、五九〇円	
四九〇月	五二一、八五〇円	二三四、八四〇円	
四九一月	五二四、六五〇円	二三六、一〇〇円	
四九二月	五二七、四七〇円	二三七、三六〇円	
四九三月	五三〇、三〇〇円	二三八、六三〇円	
四九四月	五三三、一四〇円	二三九、九一〇円	
四九五月	五三六、〇〇〇円	二四一、二〇〇円	
四九六月	五三八、八七〇円	二四二、四九〇円	
四九七月	五四一、七五〇円	二四三、七九〇円	
四九八月	五四四、六四〇円	二四五、〇九〇円	
四九九月	五四七、五五〇円	二四六、四〇〇円	
五〇〇月	五五〇、四八〇円	二四七、七二〇円	
五〇一月	五五三、四二〇円	二四九、〇四〇円	
五〇二月	五五六、三七〇円	二五〇、三七〇円	
五〇三月	五五九、三三〇円	二五一、七〇〇円	
五〇四月	五六二、三一〇円	二五三、〇四〇円	

五〇五月	五六五、三一〇円	二五四、三九〇円	
五〇六月	五六八、三三〇円	二五五、七五〇円	
五〇七月	五七一、三六〇円	二五七、一一〇円	
五〇八月	五七四、四〇〇円	二五八、四八〇円	
五〇九月	五七七、四五〇円	二五九、八五〇円	
五一〇月	五八〇、五一〇円	二六一、二三〇円	
五一一月	五八三、五九〇円	二六二、六二〇円	
五一二月	五八六、六九〇円	二六四、〇二〇円	
五一三月	五八九、八一〇円	二六五、四二〇円	
五一四月	五九二、九四〇円	二六六、八三〇円	
五一五月	五九六、〇八〇円	二六八、二四〇円	
五一六月	五九九、二四〇円	二六九、六六〇円	
五一七月	六〇二、四二〇円	二七一、〇九〇円	
五一八月	六〇五、六一〇円	二七二、五三〇円	
五一九月	六〇八、八二〇円	二七三、九七〇円	
五二〇月	六一二、〇四〇円	二七五、四二〇円	
五二一月	六一五、二八〇円	二七六、八八〇円	
五二二月	六一八、五三〇円	二七八、三四〇円	
五二三月	六二一、八〇〇円	二七九、八一〇円	
五二四月	六二五、〇九〇円	二八一、二九〇円	

五二五月	六二八、三九〇円	二八二、七八〇円	
五二六月	六三一、七一〇円	二八四、二七〇円	
五二七月	六三五、〇五〇円	二八五、七七〇円	
五二八月	六三八、四〇〇円	二八七、二八〇円	
五二九月	六四一、七六〇円	二八八、七九〇円	
五三〇月	六四五、一四〇円	二九〇、三一〇円	
五三一月	六四八、五四〇円	二九一、八四〇円	
五三二月	六五一、九六〇円	二九三、三八〇円	
五三三月	六五五、三九〇円	二九四、九三〇円	
五三四月	六五八、八四〇円	二九六、四八〇円	
五三五月	六六二、七三一円	二九八、〇四〇円	
五三六月	六六六、五七〇円	二九九、六一〇円	
五三七月	六六九、二九〇円	三〇一、一九〇円	
五三八月	六七二、八一〇円	三〇二、七七〇円	
五三九月	六七六、三五〇円	三〇四、三六〇円	
五四〇月	六七九、九一〇円	三〇五、九六〇円	

五四〇月をこえる月数

六七九、九一〇円に、五四〇月をこえる一月につき三、五六〇円を加算した金額

三〇五、九六〇円に、五四〇月をこえる一月につき一、六〇〇円を加算した金額

別表第二

金額	月数	
一〇〇円	一月	
二〇〇円	二月	
三〇〇円	三月	
四〇〇円	四月	
五〇〇円	五月	
六一〇円	六月	
七一〇円	七月	
八一〇円	八月	
九二〇円	九月	
一、〇二〇円	一〇月	
一、一三〇円	一一月	
一、二三〇円	一二月	
一、三四〇円	一三月	
一、四五〇円	一四月	
一、五五〇円	一五月	
一、六六〇円	一六月	
一、七七〇円	一七月	
一、八八〇円	一八月	

一、九九〇円	一九月	
二、一〇〇円	二〇月	
二、二一〇円	二一月	
二、三二〇円	二二月	
二、四三〇円	二三月	
二、五四〇円	二四月	
二、六五〇円	二五月	
二、七六〇円	二六月	
二、八八〇円	二七月	
二、九九〇円	二八月	
三、一一〇円	二九月	
三、二二〇円	三〇月	
三、三四〇円	三一月	
三、四五〇円	三二月	
三、五七〇円	三三月	
三、六九〇円	三四月	
三、八一〇円	三五月	
三、九二〇円	三六月	
四、〇四〇円	三七月	
四、一六〇円	三八月	

四、二八〇円	三九月	
四、四〇〇円	四〇月	
四、五三〇円	四一月	
四、六五〇円	四二月	
四、七七〇円	四三月	
四、八九〇円	四四月	
五、〇二〇円	四五月	
五、一四〇円	四六月	
五、二七〇円	四七月	
五、三九〇円	四八月	
五、五二〇円	四九月	
五、六五〇円	五〇月	
五、七七〇円	五一月	
五、九〇〇円	五二月	
六、〇三〇円	五三月	
六、一六〇円	五四月	
六、二九〇円	五五月	
六、四二〇円	五六月	
六、五五〇円	五七月	
六、六八〇円	五八月	

六、八二〇円	五九月
六、九五〇円	六〇月

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・運輸・労働大臣署名）

法律第百六十一号（昭三四・五・一二）

◎防衛庁設置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「二十四万二千七百十七人」を「二十五万四千七百九十九人」に改め、同条第二項中「二万五千四百四十一人」を「二万七千六百六十七人」に、「二万六千六百二十五人」を「三万三千二百二十五人」に、「二十二万二千百二人」を「二十三万九百三十五人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百六十二号（昭三四・五・一二）

◎自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「、管区隊、混成団」を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、方面総監部及び管区隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

第十二条第二項中「長官（方面隊に属する管区隊の管区総監にあつては、方面総監）」を「方面総監」に改める。

第十二条の二第二項中「長官（方面隊に属する混成団の混成団長にあつては、方面総監）」を「方面総監」に改める。

第二十条第一項中「航空総隊」の下に「、飛行教育集団」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　飛行教育集団は、飛行教育集団司令部及び航空団、飛行教育団その他の直轄部隊から成る。

第二十条の六中「航空総隊」の下に「、飛行教育集団」を加え、同条を第二十条の七とし、第二十条の五を第二十条の六とし、第二十条の四第二項中「航空方面隊に属する航空団の航空団司令にあつては、」を「飛行教育集団に属する航空団の航空団司令にあつては飛行教育集団司令、航空方面隊に属する航空団の航空団司令にあつては」に改め、同条を第二十条の五とし、第二十条の三を第二十条の四とし、第二十条の二の次に次の一条を加える。

（飛行教育集団司令）

第二十条の三　飛行教育集団の長は、飛行教育集団司令とする。

2　飛行教育集団司令は、長官の指揮監督を受け、飛行教育集団の隊務を統括する。

第二十一条（見出しを含む。）中「航空総隊」の下に「、飛行教育集団」を、「航空総隊司令部」の下に「、飛行教育集団司令部」を加える。

第二十五条第一項中「教育訓練」の下に「（病院の所掌に係るものを除く。）」を加える。

第二十六条第三項中「、管区総監」を削る。

第二十七条第一項中「診療を行うとともに、」の下に「診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練又は看護に従事する隊員の養成及び」を加え、同条第三項中「、管区総監」を削る。

第二十九条第三項中「管区総監又は混成団長」を「方面総監」に改める。

別表第一中「北部方面隊　北部方面総監部　札幌市」を「北部方面隊　東北方面隊　東部方面隊　中部方面隊　北部方面総監部　東北方面総監部　東部方面総監部　中部方面総監部　札幌市　仙台市　東京都　伊丹市」に、「三重県一志郡久居町」を「守山市」に改める。

別表第三中「航空総隊、航空方面隊」を「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊」に、「航空総隊司令部、航空方面隊司令部」を「航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部」に、「北部航空方面隊　北部航空方面隊司令部　青森県上北郡大三沢町」を「飛行教育集団　北部航空方面隊　飛行教育集団司令部　北部航空方面隊司令部　宇都宮市　三沢市」に、「北海道千歳郡千歳町　城県桃生郡矢本町」を「千歳市　小牧市」に、「輸送航空団　管制教育団　輸送航空団　管制教育団　航空団司令部　教育団司令部　境港市　宮城県桃生郡矢本町」を「第五航空団　輸送航空団　管制教育団　第五航空団司令部　輸送航空団司令部　管制教育団司令部　宮城県桃生郡矢本町　境港市　小牧市」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十五条第一項及び第二十七条第一項の改正規定並びに別表第三の改正規定（飛行教育集団及び第五航空団並びに飛行教育集団司令部及び第五航空団司令部に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百六十三号（昭三四・五・一五）

◎国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2　国は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

第二条第一項第一号中「その他法令」を「法令」に改め、「免除された者」の下に「及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者」を加え、「臨時に使用される者」を「国から給与を受けない者」に、「除く。」を「含まないものとする。」に改め、同項第三号中「組合員の収入」を「その収入」に改める。

第三条第二項第一号ロ中「職員」の下に「（ハに掲げる職員を除く。）」を加える。

第九条第三項中「組合員」を「その組合の組合員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものがある場合には、各省各庁の長は、委員のうち一人をその者のうちから命ずることができる。

第十条第一項第三号中「毎事業年度の」の下に「事業計画並びに」を加える。

第十九条第一項中「積立金及び余裕金」を「業務上の余裕金」に改める。

第三十五条第三項中「組合員」の下に「（その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。）」を加え、同条第四項第三号中「毎事業年度の」の下に「事業計画並びに」を加える。

第五十三条第二項ただし書中「同号の規定による届出が」を「同項（第二号を除く。）の規定による届出がその組合員となつた日又は」に改める。

第六十二条第二項中「又はその被扶養者である配偶者」を削る。

第六十七条第三項に後段として次のように加え、同条第四項ただし書を削る。

この場合において、第六十一条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替えるものとする。

第七十二条の見出しを「（長期給付の種類等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　長期給付に関する規定は、次の各号の一に該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。

一　任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員

二　国会法（昭和二十年法律第七十九号）第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員

第七十二条に次の一項を加える。

3　長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

第七十四条第一項中「この節の規定により」を削る。

第七十七条第四項及び第五項を削る。

第七十九条第三項中「、第四項及び第五項並びに」を「及び」に改め、同条第四項中「再び組合員となつた期間の年数」を「前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数」に改める。

第八十一条第三項中「第一項各号」を「第一項第一号」に改める。

第八十三条第四項中「十年」を「二十年」に改め、「死亡した場合」の下に「（遺族年金を支給する場合を除く。）」を加え、「退職一時金と俸給十二月分との合算額」を「退職一時金の額（公務によらない廃疾年金にあつては、俸給十二月分を加算した金額）」に改める。

第八十四条に次の一項を加える。

3　前項の場合において、第八十二条第三項の控除は、公務によらない廃疾年金の額から行い、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金の額から行うものとする。

第八十七条第一項中「又はなおらないがその期間を経過した時」を削る。

第八十八条第二項中「これを二万一千円」の下に「とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が俸給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額」を加え、同条に次の一項を加える。

3　次の各号に掲げる者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一　第一項第一号に規定する者　前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額を控除した金額

二　第一項第二号に規定する者　同号に掲げる金額（その額が二万一千円からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額に満たないときは、当該金額）

三　第一項第三号又は第四号に規定する者　前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条第三項各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額

第九十四条中「ときは」を「場合には」に改める。

第九十七条を削り、第九十六条第一項中「処せられたとき、」を「処せられた場合」に、「懲戒処分によつて退職したときは」を「懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた場合には、政令で定めるところにより」に、「行わない。」を「行わないことができる。」に改め、同条を第九十七条とし、第九十五条の次に次の一条を加える。

第九十六条　第百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金に相当する金額を組合に納付しない場合には、その者に係る給付の一部を行わないことができる。

第九十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第二号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

第九十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「長期給付に要する費用」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　公務による廃疾年金又は第八十八条第一項第一号若しくは第四号の規定による遺族年金に要

する費用のうち、それぞれこれらの年金に係る廃疾又は死亡が公務によらないで生じたものとした場合に支給すべきこととなる廃疾年金、廃疾一時金若しくは退職一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金に要する費用をこえる部分　国の負担金百分の百

第九十九条第三項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第四項中「第三号」を「第四号」に改める。

第百条第三項中「七万五千円」を「十一万円」に改め、同条に次の一項を加える。

4　組合員が、その組合内において、前条第一項第二号の費用の算定上の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところにより、掛金の額を調整することができる。

第百一条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　組合員は、俸給その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込が行われないときは、その控除が行われるべき月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

第百二十五条第一項中「第三号」を「第四号」に改める。

第百二十六条の次に次の一条を加える。

（国家公務員法との関係）

第百二十六条の二　この法律の規定による長期給付の制度は、一般職の職員については、国家公務員法第百七条に規定する年金制度とする。

第百二十九条第二号中「積立金又は余裕金」を「業務上の余裕金」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

（警察職員等に対する長期給付の特例）

第十三条　次に掲げる職員である組合員（以下「警察職員等」という。）に対する長期給付に関する規定の適用については、当分の間、次条から附則第十三条の八までに定めるところによる。

一　警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二　衛視である国会職員

三　副看守長、看守部長又は看守である法務事務官

四　皇宮警部補、皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官

五　海上保安士である海上保安官

六　一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官

附則第十三条の次に次の七条を加える。

（退職年金の特例）

第十三条の二　警察職員等であつた期間が十五年以上である者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

2　前項の退職年金の額は、警察職員等の俸給年額（警察職員等が警察職員等以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十二条第二項から第四項までの規定により算定した俸給年額。以下同じ。）の百分の三十五に相当する金額（警察職員等であつた期間が十五年をこえるときは、そのこえる年数一年につき警察職員等の俸給年額の百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額を加えた金額）とする。

3　第七十六条第二項ただし書及び第三項の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、同条第三項第一号中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「百分の一・四」とあるのは「百分の一・七」と、同項第二号中「俸給」とあるのは「俸給（警察職員等が警察職員等以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十二条第二項から第四項までの規定により算定した俸給）」と読み替えるものとする。

4　第二項の退職年金については、第七十八条中「組合員期間」とあるのは、「警察職員等であつた期間」として、同条の規定を適用する。

第十三条の三　第七十六条の規定と前条の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十六条の規定による退職年金のみを支給する。

（減額退職年金の特例）

第十三条の四　附則第十三条の二の規定による退職年金に基く減額退職年金の額については、第七十九条第四項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」として、これらの規定を適用する。

2　前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

3　第一項に規定する者については、第八十三条第四項の規定は、適用しない。

（遺族年金の特例）

第十三条の五　附則第十三条の二の規定による退職年金又はこれに基く減額退職年金の額について有する者には、退職一時金は、支給しない。

（廃疾年金の特例）

第十三条の六　警察職員等であつた期間が十五年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第八十八条第一項第一号中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「組合員期間が二十

合において、同条第二項ただし書中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、同条第三項第一号中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「百分の一・四」とあるのは「百分の一・七」と、同項第二号中「俸給」とあるのは「俸給（警察職員等が警察職員等以外の組合員となつた場合には、そのなつた日に退職したものとみなして、第四十二条第二項から第四項までの規定により算定した俸給）」と読み替えるものとする。

4　第二項の退職年金については、第七十八条中「組合員期間」とあるのは、「警察職員等であつた期間」として、同条の規定を適用する。

第十三条の三　第七十六条の規定と前条の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、第七十六条の規定による退職年金のみを支給する。

（減額退職年金の特例）

第十三条の四　附則第十三条の二の規定による退職年金に基く減額退職年金の額については、第七十九条第四項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）」として、これらの規定を適用する。

2　前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

3　第一項に規定する者については、第八十三条第四項の規定は、適用しない。

（遺族年金の特例）

第十三条の五　附則第十三条の二の規定による退職年金又はこれに基く減額退職年金の額について有する者には、退職一時金は、支給しない。

（廃疾年金の特例）

第十三条の六　警察職員等であつた期間が十五年以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第八十八条第一項第一号中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、「組合員期間が二十

年」とあるのは「警察職員等であつた期間が十五年」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五（十五年をこえ二十年に達するまでの期間については百分の一とする。）」と、同項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員等であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（警察職員等であつた期間が十五年以上である者を除く。）」と、同条第二項中「俸給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二項に規定する警察職員等の俸給年額」と、同条第三項中「第七十六条第三項各号」とあるのは「附則第十三条の二第三項において準用する第七十六条第三項各号」として、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者に係る遺族年金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額とする。

（船員である警察職員等の特例）

第十三条の八　警察職員等で船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第一項に規定する船員に該当するものについては、船員保険法第十七条本文の規定は、適用しない。

附則第十四条中「前条」を「附則第十三条から前条まで」に改める。

附則第二十条第一項各号列記以外の部分中「その他の法律」を「、法律」に改め、「免除された者」の下に「及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者」を加え、「臨時に使用される者」を「地方公共団体から給与を受けない者」に、「除く。」を「含まないものとする。」に改め、同項第一号中「及び消防職員で政令で定めるもの」を「（警視正以上の階級にある警察官を除く。）」に改め、同条第三項中「第十二条」を「第一条第二項中「国」とあるのは「地方公共団体」と、第十二条」に、「若しくは第二条又は公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）第四条」を「又は第二条」に改め、同条第五項中「恩給法」を「恩給法（大正十二年法律第四十八号）」に改める。

別表第三の三級の項の廃疾の状態の欄中「おや指及び」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」を「第三節　退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置」に、「第八章　長期組合員と短期組合員との交渉（第四十二条―第四十八条）」を「第八章　恩給更新組合員に関する経過措置

第一節　恩給更新組合員に関する一般的経過措置

第二節　警察職員等に関する経過措置（第四十二条）―第四十八条の二）」に、「第九章　特殊の組合員に関する経過措置（第四十九条―第五十一条）」を「第九章　特殊の組合員に関する経過措置（第四十九条―第五十一条の三）」に改める。

第二条第一項第三号中「連合会役職員」の下に「、警察職員等、警察職員等の俸給年額」を、「新法第百二十六条第一項」の下に「、新法附則第十三条、新法附則第十三条の二第二項」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　警察監獄職員　恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員及び他の法令により当該警察監獄職員とみなされる者をいう。

第二条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　警察在職年　警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年の計算の例により計算した在職年をいう。

第二条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　警察職員等の恩給法の俸給年額　警察監獄職員又は警察職員等でなくなつた日に退職したものとみなして、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額をいう。

第四条中「長期組合員」を「組合員」に改める。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間を計算する場合には、第一号の期間で施行日まで引き続いているもの（同日前に給与事由が生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。）及び第三号の期間（旧法又はその施行前の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。）以外の期間については、この限りでない。

第七条第一項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。

第八条に次の一項を加える。

2　組合員期間が二十年未満である更新組合員で施行日の前日に恩給公務員でなかつたものが退職をした場合において、第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば、普通恩給（警察監獄職員の普通恩給及び旧軍人等の普通恩給を除く。）を受ける権利を有することとなるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

第十一条第一項第三号中「達するまでの年数については」の下に「一年につき」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号の期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定の例により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額（その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額）とする。

一　法律第百五十五号附則第七条第一項（同法による改正前の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項に係る部分を除く。）又は同法による改正前の恩給法第六十条第三項の規定に該当する実勤続在職年　当該実勤続在職年の年数から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、恩給法の俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二　法律第百五十五号附則第三十九条、同法による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項、同法による改正前の恩給法第六十二条第三項若しくは第四項又は同条第六項若しくは同法第六十四条第三項において準用する同法第六十条第三項の規定に該当する勤続在職年　当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、恩給法の俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

三　第四条並びに第五条第一項及び第二項本文の規定を適用しないとしたならば定年に因る退職判事検察官の恩給に関する法律（大正十年法律第百二号）第一項の規定の適用を受けることとなるものについては、当該金額）とする。

一　法律第百五十五号附則第七条第一項（同法に

なる恩給の基礎となるべき在職年　前項第一号の期間内の当該在職年について同号の規定の例により算定した金額に同法第一項に規定する割合を乗じて得た金額

第十二条第一号中「前条第一項第一号」の下に「及び第二項」を加え、同条第二号中「期間の年数一年につき、」を「期間（同項第二号又は第三号の期間に限る。）の年数のうち同項第一号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき」に改め、「百分の〇・七五」の下に「、二十年をこえる年数については一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五」を加える。

第十三条第二項中「控除期間並びに第七条第一項第四号及び第五号の期間を有する者」を「次の各号に掲げる者」に、「同条第一項第一号から第三号までの期間（控除期間を除く。）と合算して二十年に達するまでの期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・七五、二十年に達するまでの年数については一年につき」に改め、「百分の〇・七五」の下に「、二十年をこえる年数については一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五」を加える。

第十三条第二項中「控除期間並びに第七条第一項第四号及び第五号の期間を有する者」を「次の各号に掲げる者」に、「同条第一項第一号から第三号までの期間（控除期間を除く。）と合算して二十年に達するまでの期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・七五、二十年に達するまでの年数については一年につき」に改め、「百分の〇・七五」の下に「、二十年をこえる年数については一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五」を加える。

一　控除期間又は第七条第一項第五号の期間を有する者　当該期間のうち、同項第一号から第四号までの期間（控除期間を除く。）と合算して二十年に達するまでの期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・七五、二十年をこえる期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五に相当する金額

二　第九条の規定の適用を受ける者　同条各号の期間のうち、第七条第一項各号の期間と合算して二十年に達するまでの期間の年数一年につき旧法の俸給年額の六十分の一に相当する金額

三　前条各号に掲げる者　当該各号において控除すべきこととされている金額

第十四条を次のように改める。

（警察監獄職員の普通恩給等の受給権）

第十四条　第十条第一項の規定による退職年金の額は、第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合に第十条第一項に規定する者が受ける権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給の額に相当する金額とする。

2　第七条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金の額のうち前項各号に掲げる金額が九万五千円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における当該退職年金以外の所得金額が五十万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額のうち、当該各号に掲げる金額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

3　前項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいうものとし、当該金額は、政令で定めるところにより、毎年、税務署長の調査したところによる。

第十七条第一項中「第十五条各号」を「第十五条第一項各号」に、「前二条の規定に該当」を「第十五条第一項又は前条の規定に該当」に、「前二条の規定による」を「これらの規定による」に改める。

第十九条第三号中「三年未満の期間」の下に「その他政令で定める期間」を加える。

第二十二条第二項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給されるときは、同項の控除は、公務によらない廃疾年金から行い、なお残額がある場合に、公務による廃疾年金から行うものとする。

第二十四条中「別表に定める金額」の下に「（第十三条第二項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号に掲げる金額を控除した金額）」を加える。

第二十五条第一項中「又は第三項」を削る。

第二十六条第二項中「並びに新法第八十五条第二項及び第三項」を「及び新法第八十五条第二項から第四項まで」に改める。

第三十条中「第九十一条第一項第三号」を「第九十一条第三項」に改める。

第三十一条中「第十四条」を「第十三条」に改める。

第三十二条中「第二十九条第一項各号」を「第二十九条各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特例による遺族年金の額の最低保障）

第三十二条の二　前二条の規定により算定した遺族年金の額が二万一千円（第十三条第二項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額）より少ないときは、その額を前二条の遺族年金の額とする。

第三十三条中「加算した金額」の下に「とし、第十三条第二項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。」を加える。

第三十五条第一項第一号中「その者が退職し、又は死亡により組合員でなくなつた日に」を「施行日から六十日を経過した日において」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、第六条第一項ただし書の規定により旧法の規定による退職年金を受けることを希望する旨を申し出た者には、適用しない。

第三十七条中「当該期間」を「当該準公務員期間」に改める。

第四十条第一項中「施行日の前日に恩給公務員であつた」を削り、「当該組合員」を「更新組合員」に改める。

第四十一条第一項ただし書及び第二項を削り、同条第三項中「第一項本文」を「前項」に改め、「第六条第一項」の下に「、第七条第一項ただし書」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる者に対する同項において準用する第十一条第一項及び同項に係るこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第四項中「（更新組合員を除く。）」を削り、「第四条」の下に「及び第五条」を加え、「第一項において準用する第七条第一項第一号」を「第

る。

第三章中「**第三節**　退職年金の支給開始年齢に関する経過措置」を「**第三節**　退職年金の支給開始年齢等に関する経過措置」に改める。

第十五条に次の二項を加える。

2　第七条第一項第一号の期間を有する更新組合員に対する退職年金の額のうち前項各号に掲げる金額が九万五千円以上である場合において、これを受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における当該退職年金以外の所得金額が五十万円をこえるときは、その年の翌年六月から翌翌年五月までの分として支給すべき当該退職年金の額のうち、当該各号に掲げる金額を普通恩給の年額とみなしたならば恩給法第五十八条ノ四第一項の規定により支給を停止すべきこととなる金額に相当する金額の支給を停止する。

3　前項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の所得税に関する法令の規定により計算した課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいうものとし、当該金額は、政令で定めるところ

七条第一項第一号又は第八条（これらの規定を第一項において準用する場合を含む。）に、「当該期間は、恩給公務員期間」を「その者は、当該期間恩給公務員として在職したもの」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二項第二号に掲げる者に対する第二十条又は第二十七条の規定の適用については、これらの規定中「施行日」とあるのは、「第四十一条第一項第二号に規定する長期組合員となつた日」とする。

第八章を次のように改める。

第八章　恩給更新組合員に関する経過措置

第一節　恩給更新組合員に関する一般的経過措置

（恩給更新組合員に関する一般的経過措置）

第四十二条　昭和三十四年九月三十日において恩給法の適用を受ける職員であつた者で、同年十月一日に長期組合員となつたもの（以下「恩給更新組合員」という。）については、前条第一項第二号の規定にかかわらず、第二章から前章まで、第四十九条、第五十一条の三、第五十三条及び第五十四条の規定を準用する。

2　恩給更新組合員についてこの法律の規定を適用し、又は準用する場合において、第二条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「昭和三十四年十月一日」と読み替えるものとする。

第二節　警察職員等に関する経過措置

（警察職員等であつた期間の計算の特例）

第四十三条　恩給更新組合員の第七条第一項第一号の期間のうち同号中「恩給公務員期間のうち」とあるのは「警察監獄職員の恩給の基礎となるべき期間のうち」と、「半減」とあるのは「半減し、又は十分の七に当る年月数をもつて計算」として同号の規定を適用して算定した期間は、警察職員等であつた期間に算入する。

（警察職員等の退職年金の受給資格に関する特例）

第四十四条　警察職員等であつた期間が十五年未満である恩給更新組合員が退職した場合において、その者の昭和三十四年十月一日前の警察在職年の年月数と同日以後の警察職員等であつた期間の年月数とを合算した年月数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

一　昭和三十四年十月一日前の警察在職年が八年以上である者　十二年

二　昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年以上八年未満である者　十三年

三　昭和三十四年十月一日前の警察在職年が四年未満である者　十四年

2　次の各号に掲げる規定に同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金の額のみを支給し、これらの退職年金の額が同じときは、第一号に掲げる規定による退職年金のみを支給する。

一　新法第七十六条又は第八条若しくは第九条（これらの規定を第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定

二　第十条（第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）又は前項の規定

（警察職員等の退職年金の額に関する特例）

第四十五条　恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第一項又は前条第一項の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各

号に掲げる金額の合算額とする。

一　第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により警察職員等であつた期間に算入される期間　十二年までの年数については一年につき警察職員等の恩給法の俸給年額の三十六分の一、十二年をこえる年数については一年につき当該俸給年額の百五十分の一に相当する金額（その額が当該俸給年額の百分の五十二に相当する金額をこえるときは、当該金額）

二　施行日以後の警察職員等であつた期間　前号の期間と合算して十五年に達するまでの年数については一年につき警察職員等の俸給年額の三百分の七、十五年をこえる年数については一年につき当該俸給年額の百分の一・五（二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一）に相当する金額

2　前項第一号の期間のうちに次の各号に掲げる期間があるときは、同項第一号の金額は、同号の規定の例により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる金額を加えた金額（その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額）とする。

一　法律第百五十五号附則第七条第一項（同法による改正前の恩給法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項に係る部分に限る。）又は同法第六十三条第五項において準用する同法第六十条第三項の規定に該当する実勤続在職年の年数から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、警察職員等の恩給法の俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

二　法律第百五十五号附則第七条第二項又は同法による改正前の恩給法第六十三条第三項の規定に該当する勤続在職年　当該勤続在職年の年数から普通恩給についての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、当該俸給年額にこれらの規定による割合を乗じて得た金額

3　第一項の場合において、同項第一号の期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

（一時恩給の支給を受けた者の警察職員等の退職年金の額に関する特例）

第四十五条の二　前条第一項に規定する退職年金の額を計算する場合において、同項の恩給更新組合員が第十二条第一号に掲げる者に該当するときは、同項第一号の金額は、同号及び前条第二項の規定の例により算定した金額から、第十二条第一号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

（特例による警察職員等の退職年金の額の最高限及び最低保障等）

第四十五条の三　前二条の規定により算定した金額が警察職員等の俸給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額を第四十五条第一項に規定する退職年金の額とする。

2　前二条の規定により算定した金額が三万四千八百円（第十二条第一号に掲げる者については、同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）より少ないときは、その額を第四十五条第一項に規定する退職年金の額とする。

3　前二条及び前二項の規定により算定した退職年金の額が昭和三十四年九月三十日においてその恩給更新組合員が受ける権利を有していた警察監獄職員の普通恩給の年額より少ないときは、その額を第四十五条第一項に規定する退職年金の額とす

る。

（警察職員等の退職年金の支給開始年齢等に関する特例）

第四十五条の四　第十五条（第一項第三号を除く。）及び第十七条第一項の規定は、恩給更新組合員に対する新法附則第十三条の二第一項又は第四十四条第一項の規定による退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十五条第一項第一号中「第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上」とあるのは「第七条第一項第一号の期間のうち第四十三条の規定により警察職員等であつた期間に算入される期間が四年以上」と、「第十一条第一項第一号」とあるのは「第四十五条第一項第一号」と、同項第二号中「第十三条第三項」とあるのは「第四十五条の三第三項」と、「普通恩給の年額又はこれと旧法の規定による退職年金の額との合算額」とあるのは「警察監獄職員の普通恩給の年額」と読み替えるものとする。

（警察職員等の減額退職年金の額に関する特例）

第四十五条の五　新法附則第十三条の四の規定は、第四十四条第一項の規定による退職年金に基く減額退職年金の額について準用する。

（警察職員等の廃疾年金の額に関する特例）

第四十六条　新法第七十四条第一項の規定を適用しないとしたならば新法附則第十三条の二第一項又は第四十四条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる恩給更新組合員に対する新法第八十一条の規定による廃疾年金について準用する第二十二条及び第二十三条の規定を適用する場合においては、第二十二条第一項各号列記以外の部分中「二十年」とあるのは「十五年」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員等であつた期間」と、「第一号及び第四号」とあるのは「第一号及び第三号の規定は、適用しないものとする。

2　前項の規定により算定した廃疾年金の額が、同項及び新法附則第十三条の六第二項の規定を適用しないものとして算定した廃疾年金の額より少ないときは、当該金額を廃疾年金の額とする。

（警察職員等の遺族年金の受給資格に関する特例）

第四十七条　次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。

一　警察職員等であつた期間が十五年未満である者で第四十四条第一項の規定による退職年金を

受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡したとき。

二　警察職員等であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第四十四条第一項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

2　前項の場合においては、新法第八十八条第一項第三号及び第三十四条第二項の規定は、適用しない。

（警察職員等の遺族年金の額に関する経過措置）

第四十八条　前条第一項各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

2　第三十二条の二の規定は、前項の遺族年金の額について準用する。

3　前二項の規定により算定した遺族年金の額が、前条の規定を適用しないとしたならば受けることとなる遺族年金の額より少ないときは、当該金額を遺族年金の額とする。

（再就職者の取扱）

第四十八条の二　第四十三条から前条までの規定は、警察職員等であつた期間を有する者で長期組合員となつたもの（恩給更新組合員である者を除く。）について準用する。この場合において、第十五条の三第三項中「昭和三十四年九月三十日」とあるのは、「第四十八条の二に規定する長期組合員となつた日」と続み替えるものとする。

2　地方職員のうち短期地方職員以外の者が短期地方職員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日において退職したものとみなす。この場合において、その者に支給すべきこととなる退職年金、減額退職年金及び廃疾年金は、その者が組合員である間、その支給を停止する。

3　地方職員のうち短期地方職員以外の者が短期地方職員となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、引き続き長期給付に関する規定の適用を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、前項の規定にかかわらず、その組合員期間が二十年に達するまで、引き続き組合員である間、長期組合員となることができる。

4　前項の申出をした者に対する長期給付に関する規定の適用については、その者の恩給公務員期間は、第七条第一項第一号（第四十一条第一項において

て準用する場合を含む。）の期間に該当しないものとみなす。

5　第三項の申出をした者については、新法附則第十三条から第十三条の八まで、第四条、第八章並びに第五条、第八条、第十条、第十四条、第十五条及び第六章並びに第十三条第三項及び第二十三条中恩給に係る部分（これらの規定を第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6　地方公共団体は、第三項の規定の適用を受ける者に係る新法第九十九条第二項第二号及び第三号に掲げる費用を負担しない。この場合においては、その者がこれらの規定による負担金に相当する金額を負担するものとする。

（地方職員であつた長期組合員の取扱）

第五十一条の三　地方職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の施行前におけるこれに相当する者その他政令で定める者を含む。）であつた長期組合員（第五十一条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）は、この法律の規定の適用については、地方職員であつた間、職員であつたものとみなす。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第五十五条第一項中「第七章」を「第八章」に改め、「（第二十四条及び第三十三条を除く。）」を削り、「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項中「日本道路公団」の下に「、首都高速道路公団」を、「第四十一条第一項」の下に「又は第四十二条第一項」を加える。

第五十七条を次のように改める。

（長期給付の決定）

第五十七条　連合会は、連合会加入組合の組合員に係る長期給付については、当分の間、当該組合員の所属する組合を代表する新法第八条に規定する各省各庁の長の名をもつて決定することができる。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（長期給付の決定に関する事務の特例）

第五十七条の二　連合会加入組合の組合員に係る連合会による長期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、総理府恩給局長の審理を経て行うものとする。

（国家公務員法の一部改正）

第三条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八節　退職者に対する恩給」を「第八節　退職年金制度」に改める。

第三条第三項第一号中「恩給」を「退職年金制度」に改める。

第十二条第六項第十八号中「恩給に関する重要事項の立案」を「国会及び内閣に対する意見の申出」に改める。

第三章第八節を次のように改める。

第八節　退職年金制度

（退職年金制度）

第百七条　職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。

前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。

前三項の規定による年金制度は、法律によつて

これを定める。

（意見の申出）

第百八条　人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。

（総理府設置法の一部改正）

第四条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号の次に次の一号を加える。

六　国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関すること。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第五条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「並びに第十三条」を「、第十三条並びに共済組合法第十二条第二項」に、「読み替える」を「、共済組合法第十二条第二項中「各省各庁の長」とあるのは「大蔵大臣」と読み替える」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第一条中国家公務員共済組合法第七十二条及び第百条第三項の改正規定、同法第百二十六条の次に一条を加える改正規定、同法附則第十三条の改正規定、同条の次に七条を加える改正規定並びに同法附則第十四条及び附則第二十条第一項第一号の改正規定、第二条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法目次（第八章及び第九章に係る部分に限る。）、第二条、第四条、第十四条、第八章、第四十九条並びに第五十一条の改正規定、同法第五十五条の次に二条を加える改正規定、同法第五十五条の改正規定（第八章に係る部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同条の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三条、第四条及び附則第四条から第六条までの規定　昭和三十四年十月一日

二　第二条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第一号イからニまでの改正規定　昭和三十五年七月一日

第二条　改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第六十七条第三項及び第四項、第七十九条第四項、第八十三条第四項中組合員であつた期間が十年以上である者に係る部分、第八十四条第三項、第八十七条第一項、第八十八条第二項及び第三項、第九十九条第二項から第四項まで並びに第百二十五条第一項並びに改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正法の施行法」という。）第七条第一項ただし書、第八条第二項、第十一条第二項、第十二条、第十三条第二項、第二十三条第二項、第二十四条、第二十六条第二項、第三十二条の二、第三十三条、第三十六条第四項、第四十一条、第五十一条第二項中第五十五条第一項に係る部分、第五十一条の三及び第五十五条（第八章に係る部分を除く。）の規定は、昭和三十四年一月一日から適用する。

（従前の給付の取扱）

第三条　この法律の公布の日前に給付事由の起因となる事実が生じた改正前の国家公務員共済組合法（以下「改正前の法」という。）第六十二条第二項の規定による給付及び昭和三十四年十月一日前に生じた給

付事由により改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第十四条（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている給付については、なお従前の例による。

2　昭和三十四年一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に改正前の法又は改正前の施行法の規定により支給された給付で、改正後の法第七十九条第四項、第八十四条第三項若しくは第八十七条第一項又は改正後の施行法第八条第二項、第十一条第二項、第十二条、第二十三条第二項、第二十六条第二項若しくは第三十二条の二（これらの規定を同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けることとなるものがあるときは、当該給付の支払は、改正後の法又は改正後の施行法の規定によって支給する給付の内払とみなす。

3　昭和三十四年一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間において給付事由が生じた改正前の法又は改正前の施行法の規定による年金である給付で、改正後の法第八十八条第二項若しくは第三項又は改正後の施行法第十三条第二項、第二十四条若しくは第三十三条（これらの規定を改正後の施行法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることとなるものの同日の属する月分までとして支給すべき金額については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（任命について国会の同意を要する職員等に関する経過措置）

第四条　昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第二条第一項第四号に規定する恩給公務員であつた職員で同年十月一日において改正後の法第七十二条第二項の規定に該当するものについては、その者が同日以後引き続き当該職員である間、改正後の施行法第四条の規定は、適用しない。

2　昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第二条第一項第六号に規定する長期組合員であつた職員で同年十月一日において改正後の法第七十二条第二項の規定に該当するものについては、同項の規定にかかわらず、その者が同日以後引き続き当該職員である間、長期給付に関する規定を適用する。

（長期給付の継続適用を受けている地方職員に関する経過措置）

第五条　昭和三十四年九月三十日において改正前の施行法第四十七条又は第四十八条の規定による長期組合員である地方職員の取扱については、なお従前の例による。

（消防職員に関する経過措置）

第六条　改正前の法附則第二十条第一項第一号の規定による組合員であつた者で同号の改正規定の施行により組合員の資格を喪失したもの（以下この条において「消防職員」という。）は、昭和三十四年十月一日において、当該消防職員が属する地方公共団体の職員が組織する市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者となるものとする。

2　前項の規定により市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者となつた者に対する市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の保健給付及び休業給付に関する規定又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定の適用については、その者は、その改正前の法附則第二十条第一項第一号に掲げる組合（以下この条において「警察共済組合」という。）の組合員であつた期間、市町村職員共済組合の組合員又は健康保険組合の被保険者であつたものとみなし、そのなつた際現に改正前の法による短期給付を受けている場合には、当該給付は、市町村職員共済組合法又は健康保険法のこれに相当する給付として受けていたものとみなし、その者が組合員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。

3　第一項の規定により消防職員がその組合員又は被保険者となつた市町村職員共済組合又は健康保険組合は、政令で定めるところにより、その者に係る権利義務を警察共済組合から承継するものとする。

4　消防職員で改正前の法の長期給付に関する規定の適用を受けていたものに対しては、同法附則第二十条第一項第一号の改正規定の施行により組合員の資格を喪失したことによる長期給付は、支給しない。この場合において、警察共済組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を、政令で定めるところにより、その者が属することとなつた市町村職員共済組合（その者が市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する市町村又は都に属するときは、当該市町村又は都とする。）に引き継がなければならない。

5　前項前段に規定する者の改正前の法による長期給付の基礎となる組合員である期間は、市町村職員共済組合法に規定する退職給付、廃疾給付及び遺族給付の基礎となる組合員である期間に通算する。

6　市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する市町村又は都は、第四項前段に規定する者の改正前の法による長期給付の基礎となる組合員である期間を、その者に適用される市町村職員共済組合法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付の基礎となる在職期間又はその者に適用される退職年金若しくは退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講じなければならない。

（重複期間に対する一時金に関する経過措置）

第七条　この法律の公布の日前において改正前の施行法第三十六条第一項第一号の規定に該当する更新組合員に対する改正後の施行法第三十六条第一項第一号の規定の適用については、同項中「施行日から」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十三号）の公布の日から」とする。

（恩給受給権の放棄に関する経過措置）

第八条　昭和三十三年十二月三十一日において恩給公務員でなかつた更新組合員又は当該更新組合員であつた者に対する改正後の施行法第五条第二項ただし書又は第四十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「施行日から」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十三号）の公布の日から」とする。

（除算された実在職年の算入に伴う措置）

第九条　更新組合員（改正後の施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。）又は同法第四十一条第一項各号（同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる者が昭和三十五年六月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、在職年の計算につき恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十四条第一項の規定を適用しないとしたならば、改正前の法若しくは改正後の施行法の規定により、退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、昭和三十五年七月分から、これらの規定により、その者又はその遺族に、退職年金又は遺族年金を支給する。

2　法律第百五十五号附則第二十四条第一項又は同法附則第二十四条の二第一項ただし書若しくは第二項

の規定の適用を受けて計算された在職年を基礎とする退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受ける者については、昭和三十五年七月分以後、これらの規定により在職年に算入されなかつた実在職年を通算して、その額を改定する。

3　前二項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しないものとする。

4　第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由に係る改正前の法若しくは改正前の施行法又は改正後の法若しくは改正後の施行法の規定による退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給を受けた者である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の額（その一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

5　第一項又は第二項の規定の適用を受ける者について、在職年の計算につき法律第百五十五号附則第二十四条第二項の規定を適用しないとしたならば、改正後の施行法第三十六条第一項に規定する重複期間に該当することとなる期間があるときは、昭和三十五年七月一日において、当該期間を重複期間に算入し、同条の規定の例により算定した金額の一時金を、同条の規定による一時金として、その者に支給する。この場合において、同条又は改正前の施行法第三十六条の規定により既に支給された金額があるときは、当該金額は、その支給すべき金額の内払とみなす。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

第十条　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「恩給」を「退職年金制度」に改め、本則第一号中「第百八条第四項」を「第百八条」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百六十四号（昭三四・五・一五）

◎国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律

国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国家公務員等退職手当法

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この法律は、国家公務員等が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

（適用範囲）

第二条　この法律の規定による退職手当は、次に掲げる者で常時勤務に服することを要するものが退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

一　国家公務員

二　日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社の職員（これらの法人の役員を除く。）

2　前項各号に掲げる者のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）以外のもので、その勤務形態が職員に準ずる者は、政令で定めるところにより、それぞれ同項各号の職員とみなして、この法律（第五条中公務上の負傷若しくは病気以下「傷病」という。）又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「次条又は第五条」を「次条第一項若しくは第二項又は第五条第一項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

二　十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百十

三　二十一年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百二十

第三条第二項中「前項に規定する者」の下に「のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者」を加え、同項第一号中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第四条の見出しを「（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「政令で定める程度の傷い疾病、死亡若しくは二十年以上勤続し停年に達したことに因り」を「二十五年以上を勤続して退職した者（次条第一項の規定に該当する者を除く。）二十年以上二十五年未満の期間勤続し定年に達したことにより」に、「これらの事由に準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により」に改め、同項各号を次のように改める。

一　一年以上十年以下の期間についての百二十五

二　十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

三　二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

四　三十一年以上の期間については、一年につき百分の百三十七・五

第四条第二項及び第三項を次のように改める。

2　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条第二項の規定に該当する者（同項第二号に掲げる者については、政令で定める者を除く。）のうち、職員で前項又は次条第一項の規定に該当しないものに対する退職手当の額は、前項の規定の例により計算した額とする。

3　第一項の場合において、二十五年以上三十年以下の期間勤続して退職した者（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものを除く。）の退職手当を計算するときは、その者の俸給月額に乗ずる割合は、同項各号の規定にかかわらず、その者の勤続期間のうち二十五年未満の期間については、前条第一項各号に規定する期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合とし、二十五年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の二百五十七・五とする。

第五条第一項中「又は二十五年以上勤続して退職した者」を「、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、二十五年以上勤続し定年に達したことにより退職した者又はこれに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者」に、「日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員」を「第二条第一項第二号の職員」に、「やむを得ない事由」を「やむを得ない理由」に、「第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。」を「退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に

区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。」に改め、同項に第一号から第四号までとして次のように加える。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二　十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三　二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四　三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十五

第五条第二項中「前条第三項の」を削り、「乗じて得た額をもつて」を「乗じて得た額をその者の」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前項の基本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については、同法に規定する俸給及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額とする。

4　第一項及び第二項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合には、適用しない。

第五条の次に次の一条を加える。

（二十年以上勤続して退職した公社職員の退職手当）

第五条の二　第二条第一項第二号の職員で二十年以上勤続して退職したものに対する退職手当の額を計算する場合には、第三条第一項各号、第四条第一項各号若しくは第三項又は第五条第一項各号に規定する割合に百分の九十七を乗じて得た割合をこれらの規定に規定する割合としてこれらの規定を適用する。

第六条を次のように改める。

（退職手当の最高限度額）

第六条　前四条の規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における俸給月額に六十（前条の規定により計算した退職手当については、五十八・二）を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

第七条第三項中「第二号から第三号まで」を「各号」に改め、同条第六項中「第四条」を「第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第四条」に改める。

第八条第一項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2　職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。

附則中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項以下を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）の規定は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十三号）附則第一条第一号に掲げる日（改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法（以下「旧法」という。）附則第十二項に規定する郵政職員等及び新法第二条第一項第二号の職員については、昭和三十四年一月一日。以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3　適用日の前日に在職する職員で新法第二条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、新法第三条から第六条まで、次項及び附則第六項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一　新法第三条第一項又は第四条第三項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）　その者につき旧法第四条（死亡により退職した者にあつては、旧法附則第十項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と新法第三条第一項又は第四条第三項（新法第五条の二に規定する職員については、同条及び次項を含む。）の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

二　新法第五条第一項の規定に該当する退職　その者につき旧法第四条又は旧法附則第六項の規定により計算した退職手当の額と新法第五条（新法第五条の二に規定する職員については、同条及び次項を含む。）の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

三　新法第六条の規定に該当する退職　その者につき旧法第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と新法第六条（附則第六項に規定する者については、同項を含む。）の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

4　昭和三十四年一月一日前の勤続期間及び同年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の百、昭和三十五年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の九十九、昭和三十六年中に退職した者の同日以後の勤続期間については百分の九十八）とする。

5　前項の場合において、昭和三十四年一月一日前の勤続期間（以下「適用前の期間」という。）又は同日以後の勤続期間（以下「適用後の期間」という。）に一年未満の端数があるときは、適用後の期間の一年未満の端数に相当する月数があるときは、適用前の期間に加算するものとする。この場合において、適用前の期間に一年未満の端数に相当する月数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6　附則第四項に規定する者に対する新法第六条の規定の適用については、同条中「五十八・二」とあるのは、「第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の額に対する前条及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第四項の規定により計算した退職手当の額の割合を六十に乗じて得た数」とする。

7　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定の適用を受ける職員に対する退職手当の支給については、なお従前の例による。

8　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定の適用を受ける職員については、新法第四条第二項の規定は、適用しない。

9　裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条　削除

第九条中「及び退官手当」を削る。

10　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条（見出しを含む。）中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

11　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるのは、「第三条から第五条までの規定により計算した

る部分を除く。）」に改める。

第八条第三項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

14 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

15 住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

附則第六項及び附則第七項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める。

16 日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

17 一般職の職員の給与に関する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八項中「改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法第四条第三項」を「国家公務員等退職手当法第五条第三項」に改める。

18 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

19 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十五号（昭三四・五・一五）

◎連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律

（この法律の趣旨）

第一条 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号。以下「返還政令」という。）第二十五条（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十五号。以下「第九十五号法律」という。）第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十五条を含む。）及び附則第十六項並びに連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号。以下「株式回復政令」という。）第三十条及び第三十一条（第九十五号法律第六条第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第三十条及び第三十一条を含む。以下同じ。）に規定する損失（次条第六号に規定する株式会社が再設立されたことにより同号に掲げる者に生じた損失を含む。）の処理並びに連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号。以下「譲渡政令」という。）第二十条の三に規定する損失の補償については、この法律の定めるところによる。

（損失の処理又は補償の対象及びその方法）

第二条 政府は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる者であつて、当該各号に規定する事由による損失を受けた者（その包括承継人を含み、国を除く。）に対し、その損失の処理又は補償を行うため、この法律の定めるところにより、返還善後処理金を支払うものとする。

一 返還政令第十三条（第九十五号法律第二条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十三条を含む。以下同じ。）第一項第二号の措置による財産の譲渡があつた場合　同令第七条の規定により当該財産を国に譲渡した者及び当該財産の上に存していた権利（担保権を除く。）で同令第二十三条（第九十五号法律第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第二十三条を含む。以下同じ。）第一項の規定により消滅したものをその際有していた者

二 返還政令第十三条第一項第四号の命令に係る措置による地上権、永小作権、地役権若しくは貸借権の返還又は同条第四項（同条第一項第四号に係る部分に限る。）の規定によるこれらの権利の返還があつた場合　当該返還のためこれらの権利を設定する契約を締結した者及びその権利の目的物の上に存していた権利（担保権及び当該返還を受けた者がその際有していたものを除く。）で同令第二十三条第二項又は第三項の規定により消滅したものを当該返還の際有していた者。ただし、当該契約を締結した者にあつては、当該返還の際当該契約により設定された権利の目的物の上に当該消滅した権利があつた場合には、その消滅した権利

の当該返還の際における時価（その消滅した権利が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際における時価の合計額）が当該契約により設定された権利の当該返還の際における時価よりも低いときに限る。

四　返還政令第十三条第一項第五号の命令に係る措置による同号に規定する持分の譲渡又は同条第四項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定による当該持分の譲渡があつた場合　当該持分の譲渡をした者

五　株式回復政令第十八条第四項（連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第二百四十三号。以下「第二百四十三号政令」という。）による改正前の株式回復政令第二十条第一項及び第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十八条第四項を含む。以下同じ。）後段の規定による特定株式（株式回復政令第三条第一項に規定する特定株式のうち、同項第一号、第二号及び第七号に掲げる株式以外の株式をいう。以下同じ。）の株券の引渡があつた場合　当該引渡があつた日の前日において当該株式の株主であつた者（同項第九号に掲げる株式にあつては、旧持株会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）に規定する持株会社整理委員会に対し同令の規定により当該株式を譲渡した者）

六　旧ジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテツドに対する財産の返還に関する政令（昭和二十四年政令第四十六号。以下「旧コウツ政令」という。）第二条第一項の株式会社が同項の規定により再設立された場合　旧敵産管理法（昭和十六年法律第九十九号）の規定により管理に付されていた同社の株式をその旧敵産管理人（株式回復政令第二条第一項に規定する旧敵産管理人をいう。）から買い受けた者

七　株式回復政令第十八条第四項後段の規定による自己取得株式（同令第十一条第一項に規定する自己取得株式をいう。以下同じ。）若しくは自己保留株式（同項に規定する自己保留株式といい、子株（同令第二条第二項に規定する子株をいう。以下同じ。）に相当するものを除く。以下同じ。）の株券の引渡又は同令第十九条（第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十九条を含む。）第一項後段の規定による新株（子株に相当するものを除く。以下同じ。）の株券の引渡があつた場合　当該株式の発行会社

八　譲渡政令第一条に規定する家屋等（旧連合国財産の保全に関する件（昭和二十年大蔵省令第八十号）第四条第一項又は返還政令第四条第四項の規定に違反して建設されたものを除く。）が譲渡政令の規定により収用され、若しくは引き渡され、又は除去された場合　当該収用され、若しくは引き渡され、又は除去された家屋等の所有者又は関係権利者であつた者

九　旧連合国財産の返還等に関する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二条第一項の命令に係る措置として第二号に規定する財産の譲渡、第三号に規定する権利の返還、第五号に規定する株券の引渡又は前号に規定する家屋等の除去に準ずる行為があつた場合　それぞれこれらの号に掲げる者に準ずる者

（返還善後処理金の額及びその支払の方法）

第三条　返還善後処理金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額に、第一号又は第三号の場合にあつてはこれらの号に規定する財産又は持分の返還請求があつた日から、第二号の場合にあつては同号に規定する権利の設定があつた日から、第四号の場合にあつては同号に規定する特定株式の回復請求があつた日から、第五号の場合にあつては同号に規定する株式会社の再設立があつた日から、第六号の場合にあつては同号に規定する株券の引渡があつた日から、第七号の場合にあつては同号に規定する家屋等の譲渡又は除去の請求があつた日から、第八号の場合にあつては連合国最高司令官からの返還等の要求があつた日からそれぞれこの法律の施行の日の前日までの期間に応じて年五分の利率で計算した金額を加算した金額とする。この場合において、第八号の場合で、同号に掲げる者が既に返還政令附則第十二項の規定により支払を請求することができる金額を受領している場合にあつては当該金額につき連合国最高司令官からの返還の要求があつた日（以下この項において「返還要求の日」という。）から同令の施行の日の前日まで、その者が既に連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三百五十五号。以下「第三百五十五号政令」という。）附則第六項から第九項までの規定により支払を請求することができる金額を受領している場合にあつては当該金額につき返還要求の日から同令の施行の日の前日まで、その者が既に株式回復政令第三十一条において準用する同令第二十四条（第九十五号法律第六条第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第二十四条を含む。以下同じ。）第一項の規定により支払を受けることができる金額を受領している場合にあつては当該金額につき返還要求の日から株式回復政令の施行の日の前日までの期間に応じて年五分の利率で計算した金額を更に加算した金額とする。

一　前条第一号及び第二号に掲げる者　その者が返還政令第十九条（第九十五号法律第二条第五項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の返還政令第十九条を含む。以下同じ。）第一項又は第二項の規定により支払を請求することができる金額（その者が第三百五十五号政令による改正前の返還政令（以下この号において「旧返還政令」という。）第十九条第一項又は第三百五十五号政令附則第五項の規定による支払の請求をすることができる者であり、かつ、これらの号に規定する財産でその譲渡の際その上に旧返還政令第二十三条第一項の規定により消滅した権利が存していたものを譲渡した者であるときは、その者に返還政令第十九条第二項の規定を適用した場合にその者が支払を請求することができる金額）に、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに掲げる倍数を乗じて得た金額（その者が既に同条第一項若しくは第二項又は旧返還政令第十九条第一項若しくは第三百五十五号政令附則第五項の規定により支払を請求することができる金額を受領しているときはこれに相当する金額を、当該財産の価値がその売却（返還政令第十九条第一項に規定する売却をいう。以下同じ。）があつた時からその返還請求（連合国最高司令官からの返還の要求又は当該財産の返還を請求することができる連合国人からの返還の請求をいう。以下同じ。）があつた時までの期間内に通常の減価額をこえて減少しているときは当該返還請求があつた時における当該通常の減価額をこえて減少している部分の価値に相当する金額をそれぞれ控除した金額とし、当該財産の価値が当該期間内にその者の負担において増加している

ときは、当該財産の返還請求があつた時における当該価値増加分の価値に相当する金額を加算した金額とする。）

イ　その者が譲渡した財産が土地である場合　当該土地の別表第一に定める所在地の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍数

ロ　その者が譲渡した財産が建物（その附帯設備を含む。以下同じ。）又は構築物である場合　当該建物又は構築物の別表第二に定める構造の区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍数

ハ　その者が譲渡した財産が動産である場合　当該動産の別表第三に定める区分並びにその売却の時期及びその返還請求の時期に応ずる同表の倍数

二　前条第三号に掲げる者　権利の返還のため同号に規定する契約を締結した者にあつては、当該契約により設定された権利の当該返還の際における時価（当該返還の際当該権利の目的物の上に返還政令第二十三条第二項又は第三項の規定により消滅した権利（担保権を除く。）があつたときは、当該時価からその消滅した権利の当該返還の際における時価（その消滅した権利が二以上あつたときは、これらの権利の当該返還の際における時価の合計額）を控除した金額）に相当する金額、同号に規定する消滅した権利を当該返還の際有していた者にあつては、その消滅した権利の当該返還の際における時価に相当する金額（これらの者が既に同令第十九条第三項から第五項までの規定により支払を請求することができる金額を受領しているときは、これに当たる金額を控除した金額）

三　前条第四号に掲げる者　その者が譲渡をした持分の返還請求があつた時における時価に相当する金額（その者が既に返還政令第十九条第一項の規定により支払を請求することができる金額を受領しているときは、これに相当する金額を控除した金額）に相当する金額、同号に規定する株券の回復請求又は当該株式の回復の請求をいう。以下同じ。）があつた時における時価（当該株式が、その株券が株式回復政令第十

八条第四項の規定により大蔵大臣に引き渡された際清算手続中である会社の発行する株式である場合において、その回復請求があつた時から当該引渡があつた時までに当該株式につき残余財産として分配された金銭の額があるときは、当該時価から当該金銭の額を控除した金額）に当該株式の株数を乗じて得た金額（当該株式につき既に同令第二十四条第一項の規定による支払が行われているときは、その支払われた金額に相当する金額を控除した金額とし、当該株式の株主に同令第十一条（第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十一条（第二百四十三号政令による改正前の株式回復政令第十二条の二及び第九十五号法律第六条第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第十二条を含む。）の規定を適用しないものとした場合にその回復請求があつた時までに当該株主に割り当てられるべきであつた当該株式に係る子株があるときは、当該子株のその時における時価にその株数を乗じて得た金額（時価を異にする子株があるときは、それぞれの時価に当該時価を有する子株の株数を乗じて得た金額の合計額）から当該子株につきこれを割り当てられるとした場合にその者が払い込むべき金額を控除した金額を加算した金額とする。）

五　前条第六号に掲げる者　旧コウツ政令第二条第一項の規定により再設立された株式会社の株式のその時における時価にその再設立によりジエー・アンド・ピー・コウツ・リミテツドが所有することとなつた同社の株式の株数を乗じて得た金額から、同号に掲げる者が同令第八条の二において準用する株式回復政令第二十四条第一項の規定により支払を受けた金額を控除した金額

六　前条第七号に掲げる者　同号に規定する株券の引渡があつたその者に係る株式につき、次のイ又はロに掲げる株式の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる価額に当該株式の株数を乗じて得た金額から、その者が株式回復政令第二十四条第三項の規定により支払を受けた金額（当該株式が子株に相当する自己取得株式であるときは、同令第二十七条（第九十五号法律第六条第四項及び第六項においてなおその効力を有するものとされる同法による改正前の株式回復政令第二十七条を含む。）

イ　自己保留株式及び新株　発行価額

ロ　自己取得株式　当該株式の取得価額

七　前条第八号に掲げる者　同号に規定する家屋等の所有者であつた者にあつては、当該家屋等の譲渡又は除去の請求（連合国最高司令官からの譲渡若しくは除去の要求又はこれらの措置を請求することができる連合国人からのこれらの措置の請求をいう。）があつた時における当該家屋等の時価その他当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきものの当該時における時価に相当する金額、同号に規定する関係権利者であつた者にあつては、当該譲渡又は除去によつて生じた損失で通常生ずべきものの当該時における時価に相当する金額

八　前条第九号に掲げる者　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる金額

イ　前条第一号に掲げる者に準ずる者　第一号に掲げる金額に準じて計算した金額

ロ　前条第二号に掲げる者に準ずる者　第二号に掲げる金額に準じて計算した金額

ハ　前条第五号に掲げる者に準ずる者　第四号に掲げる金額に準じて計算した金額

ニ　前条第八号に掲げる者に準ずる者　前号に掲げる金額に相当する金額

2　返還善後処理金は、国債をもつて交付する。ただし、その総額が五千円未満であるときはその全額を、これに五千円未満の端数があるときはその端数に相当する金額をそれぞれ現金で支払うものとする。

（返還義務後処理金の請求及び支払の手続）

第四条　第二条の規定による返還義務後処理金の支払を請求することができる者（以下「請求権者」という。）がその支払を請求しようとするときは、大蔵大臣に対し、この法律の施行の日から二年以内に、政令で定めるところにより、返還義務後処理金支払請求書を提出しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定により返還義務後処理金支払請求書が提出されたときは、これを審査し、支払うべきであると認めたときは、その支払うべき返還義務後処理金の額を当該請求権者に通知するとともに、遅滞なく、これを支払わなければならない。

（国債）

第五条　第三条第二項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

2　前項の規定により発行する国債に関して必要な事項は、大蔵省令で定める。

（不服の申立）

第六条　返還義務後処理金に関する処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して六月以内に、書面で、大蔵大臣に不服の申立をすることができる。

2　前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3　大蔵大臣は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立を受理することができる。

（裁決）

第七条　大蔵大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

（政令への委任）

第八条　前三条に定めるもののほか、不服の申立、審査及び裁決の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

（課税上の特例）

第九条　請求権者（第二条第八号に掲げる者を除く。）が同条の規定により支払を受ける金額についての所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の規定の適用については、当該金額（その者の受けた第二条に規定する損失に係る財産につきその者が支出した有益費その他の政令で定める金額がある場合には、その支出した金額を控除した金額）は、その者の第四条第一項の規定による請求に基き同条第二項の大蔵大臣の通知のあつた日の属する年分の同法第九条第一項第八号に規定する所得の金額とみなして、同年分の総所得金額に算入する。

2　第二条第八号に掲げる者が同条の規定により支払を受ける金額についての所得税法、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）及び租税特別措置法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定の適用については、当該金額は、その者の第四条第一項の規定による請求に基き同条第二項の大蔵大臣の通知のあつた日の属する年分又は事業年度分における同号に規定する家屋等の譲渡に伴い受ける金額（租税特別措置法の適用については、同法の適用を受ける取得に伴い受ける金額）とみなす。

3　税務署長は、請求権者が第二条の規定により返還義務後処理金の支払を受けた年分又は事業年度分の所得税、法人税又は再評価税について、当該所得税、法人税又は再評価税の税額のうち、当該税額と当該金額の支払を受けなかつたものとして計算した場合における税額との差額に相当する金額を限度として、当該請求権者が第二条第二項の規定により交付を受ける国債による物納を許可することができる。

4　前項の規定による物納の許可その他前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（権限の委任）

第十条　この法律により大蔵大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長に委任することができる。

（省令への委任）

第十一条　この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第九号中「属するものを除く。）を保全及び返還すること」を「属するものを除く。）の保全及び返還並びにその返還に伴う損失の処理を行い」に改める。

別表第一　土地及びこれに関する権利についての倍数表

イ　東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市に所在する土地並びにこれに関する権利

返還請求の時期＼売却の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	4.27	4.08	3.95	4.04
昭和23年	11.27	10.77	10.44	10.69
昭和24年	20.62	19.71	19.09	19.55
昭和25年	26.00	24.84	24.07	24.64
昭和26年	36.03	34.44	33.36	34.16
昭和27年	59.66	57.01	55.23	56.56
昭和28年	83.44	79.74	77.25	79.10

ロ　その他の地域に所在する土地及びこれに関する権利

返還請求の時期＼売却の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	8.60	7.65	6.87	5.47
昭和23年	23.07	20.53	18.44	14.67
昭和24年	37.16	33.07	29.71	23.62
昭和25年	45.42	40.42	36.31	28.87
昭和26年	61.50	54.74	49.16	39.10
昭和27年	88.45	78.72	70.71	56.23
昭和28年	112.38	100.02	89.84	71.44

別表第二　建物及び構築物並びにこれらに関する権利についての倍数表

イ　木造の建物及び構築物並びにこれらに関する権利

返還請求の時期＼売却の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	14.70	11.00	7.30	5.06
昭和23年	25.69	19.23	12.76	8.85
昭和24年	32.47	24.30	16.13	11.19
昭和25年	28.53	21.36	14.18	9.84
昭和26年	40.37	30.26	20.09	13.94
昭和27年	47.99	35.85	23.83	16.54
昭和28年	52.49	39.21	26.07	18.09

ロ　その他の建物及び構築物並びにこれらに関する権利

返還請求の時期＼売却の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	16.98	12.35	7.96	5.37

昭和23年	30.54	22.22	14.33	9.65
昭和24年	39.74	28.90	18.64	12.57
昭和25年	35.94	26.15	16.86	11.37
昭和26年	52.42	38.12	24.59	16.58
昭和27年	64.07	46.55	30.02	20.25
昭和28年	70.08	50.92	32.84	22.15

別表第三　動産に関する倍数表

㈠　貴石、半貴石、貴金属地金、放射性元素並びに書画及び骨とう品

返還請求の時期＼売却の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	25.18	23.53	20.76	17.91
昭和23年	66.91	62.52	55.16	47.59
昭和24年	109.19	102.04	90.02	77.67
昭和25年	129.08	120.63	106.43	91.82
昭和26年	179.15	167.41	147.71	127.43
昭和27年	182.64	170.68	150.59	129.92
昭和28年	180.67	168.84	148.96	128.51

㈡　その他の動産

返還請求の時期＼売却の時期	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年
昭和22年	11.69	12.73	13.10	13.18
昭和23年	26.63	29.01	29.84	30.03
昭和24年	37.23	40.61	41.77	42.02
昭和25年	37.82	41.13	42.36	42.60
昭和26年	44.97	49.05	50.37	50.72
昭和27年	39.27	42.84	44.12	44.30
昭和28年	38.84	42.38	43.65	43.82

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百六十六号（昭二四・五・一五）

◎特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律

特定物資輸入臨時措置法（昭和二十一年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「三年」を「六年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

34.10. 9

（大蔵省印刷局製造）